伊達市
子ども・子育て支援事業計画

伊達市

平成27年3月

目　次

第１編：総論 1
第１章　計画の概要 2
１．計画の趣旨 2
２．計画の位置づけ 3
３．計画の期間 4
第２章　子ども・子育てを取り巻く状況 5
１．伊達市の概況 5
２．アンケート調査結果のポイント 20
第３章　計画の基本的な考え方 29
１．計画の基本的な方向 29
２．計画の体系 31

第２編：子ども・子育て支援事業計画 33
第１章　事業推進の考え方 34
１．子ども・子育て支援事業計画に対する考え方 34
２．新制度の全体像 36
第２章　事業の推進 40
１．幼児期の教育・保育事業の一体的な推進 40
1-1：特定教育・保育事業 40
1-2：地域型保育事業 41
２．教育・保育事業の確保策 42
３．地域子ども・子育て支援事業の推進 48
2-1：特別保育事業 48
2-2：家庭への訪問事業 51
2-3：相談支援事業 52
2-4：その他の事業 53

第3編：子ども・子育て支援施策の推進 55
第1章　施策推進の考え方 56
1．次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方 56
2．次世代育成支援に関わる国の方向性 57
第2章　施策の展開 58
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援 58
1-1：教育・保育環境の充実 58
1-2：心と体の健全育成の推進 61
基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備 62
2-1：家庭の子育て力の強化 62
2-2：子育て情報の提供 64
2-3：母子の健康づくりの推進 65
2-4：食育の推進 69
2-5：子育て家庭の経済的負担の軽減 70
基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実 72
3-1：地域の子育て力の強化 72
3-2：世代間交流、次世代の育成 74
3-3：仕事と生活の調和の促進 76
基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保 78
4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備 78
4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保 79
4-3：放射能に対する安全・安心の確保 81
基本目標5：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実 82
5-1：障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援 82
5-2：要保護児童対策 84
5-3：ひとり親家庭への支援 85

第4編：計画の推進体制 87
第1章　計画の推進体制 88
1．子ども・子育て会議による進捗評価 88
2．庁内における進捗評価の体制 88
3．関係機関等との連携・協働 89
4．計画の周知 89
第2章　進捗評価の仕組み 90

資料編 91
■　計画策定の経緯 92
1．計画の策定経過 92
2．子ども・子育て会議 93

第１編：総論

第１章　計画の概要

１．計画の趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成 15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、そして平成 22 年１月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という２つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策４本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、平成 27 年４月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（Ｍ字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の３つを柱として掲げています。

本市においても、「子ども・子育て支援新制度」への対応を含め、３歳からのすべての子どもの幼児教育、認定こども園の推進や放課後児童クラブの充実により、「思いやり・助けあい・敬う」心を育む「心の義務教育」を発展させていくとともに、市民ニーズへのさらなる対応に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「伊達市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。

市の総合計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

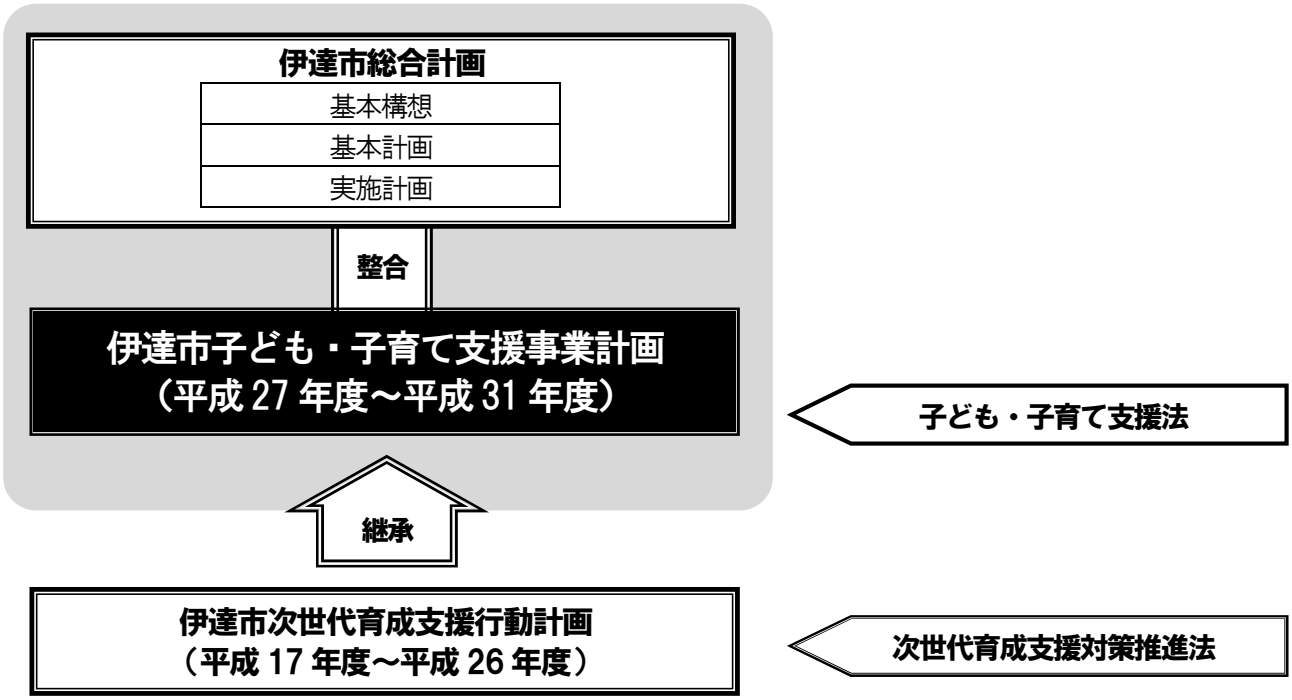

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は平成 27 年度から平成 31 年度までの５年を計画期間とします。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行います。

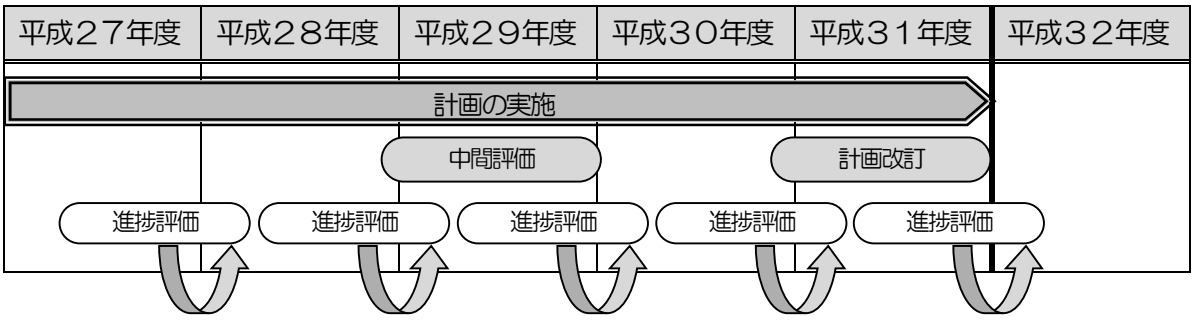

第2章　子ども・子育てを取り巻く状況

1．伊達市の概況

（1）人口等の推移

1）実績人口

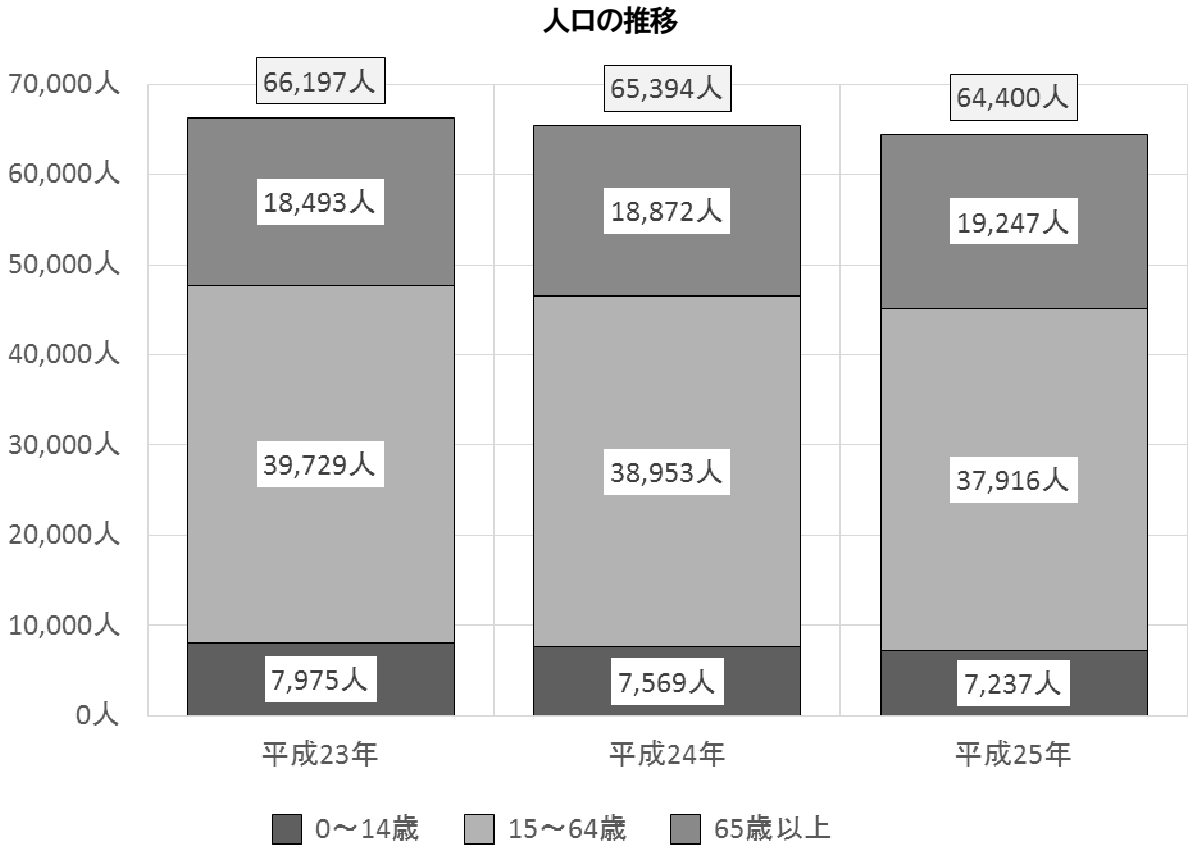

資料：住民基本台帳

総人口はやや減少傾向にあり、平成 25 年は平成 23 年に比べ、1,797 人減少し、64,400 人となっています。

「65 歳以上」人口は増加していますが、「0～14 歳」、「15～64 歳」人口は減少傾向にあり、「0～14 歳」人口は平成 23 年の 7,975 人から、平成 25 年には 7,237 人と 738 人の減少となっています。

2）推計人口

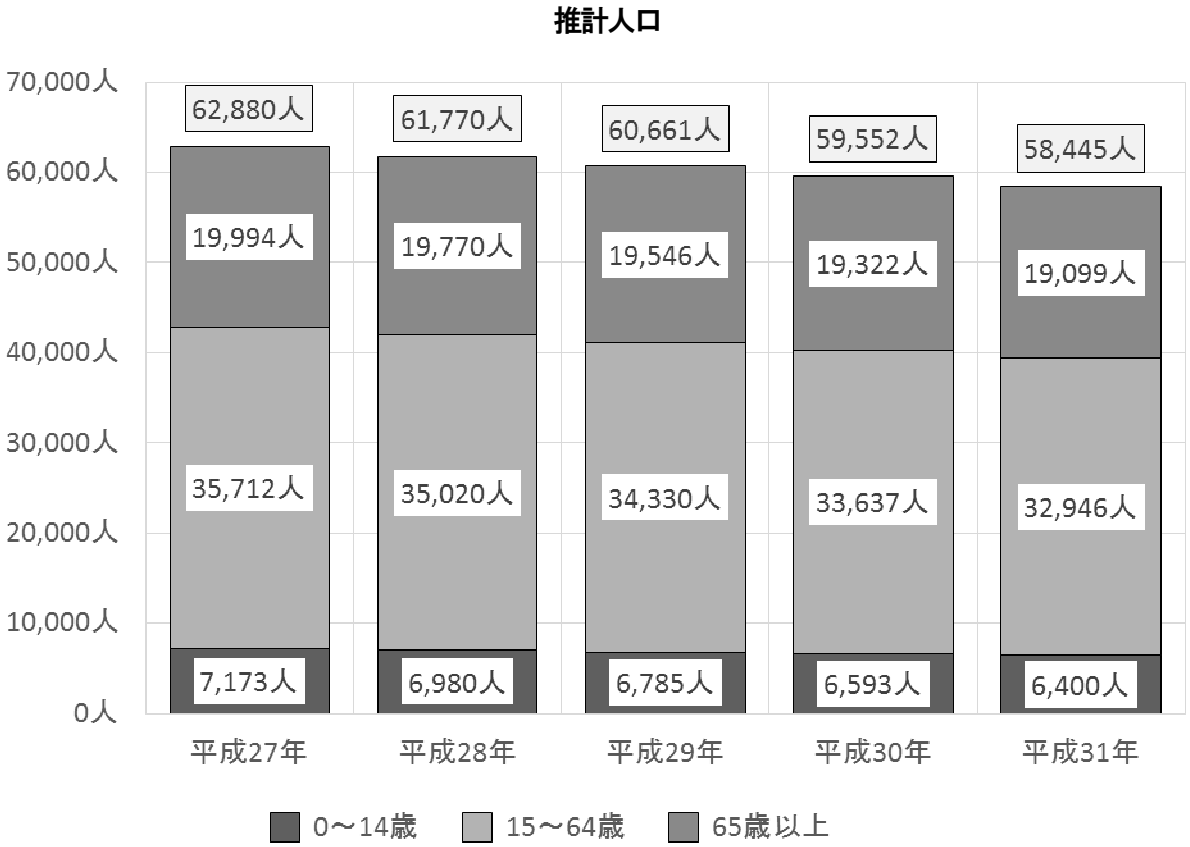

資料：「伊達市再生・発展まちづくりグランドデザイン」から按分

平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、今後も総人口は減少するものと推計され、「0～14 歳」人口についても、平成 27 年の 7,173 人から、平成 31 年には 6,400 人と 773 人の減少となっています。

（2）児童人口等の状況

１）児童人口の推移

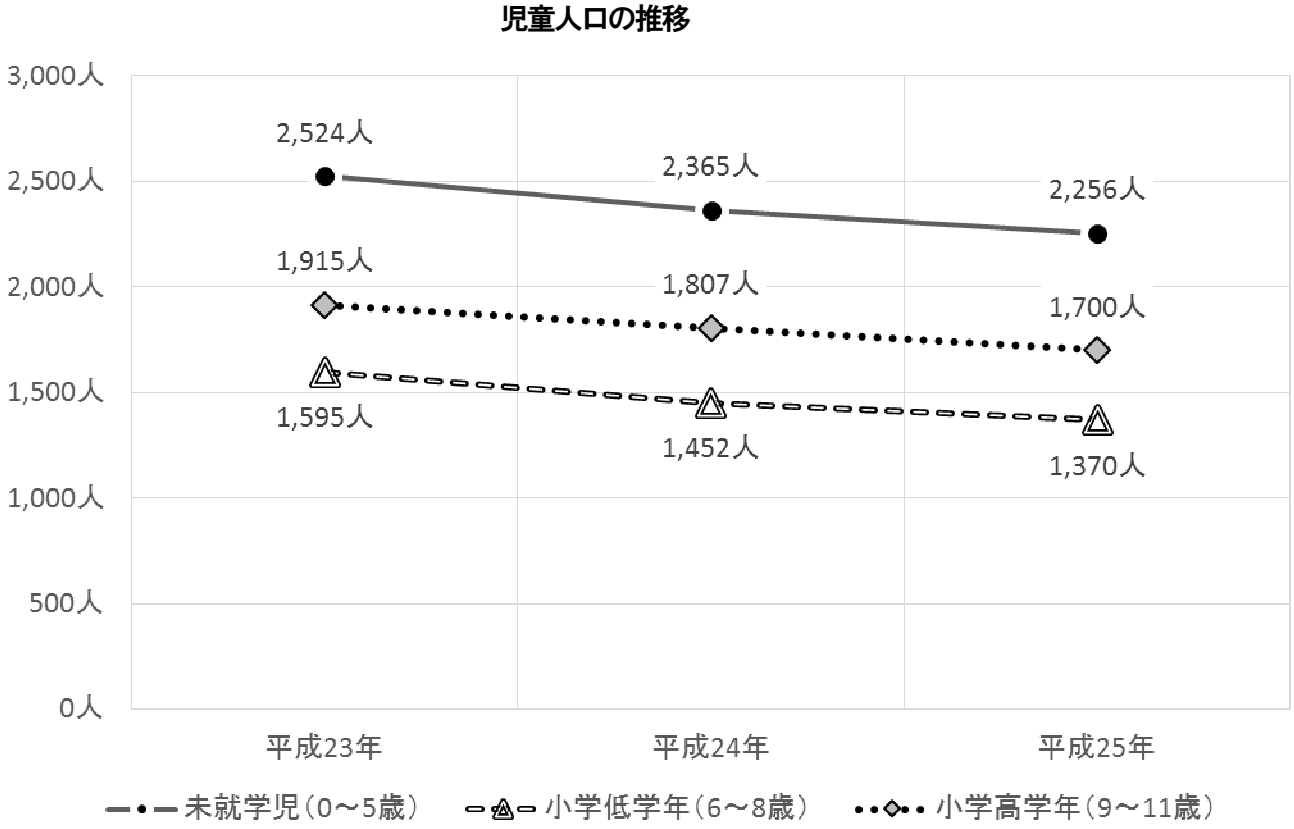

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0 歳	345 人	323 人	345 人
1 歳	415 人	349 人	328 人
2 歳	404 人	403 人	358 人
3 歳	435 人	406 人	401 人
4 歳	465 人	427 人	407 人
5 歳	460 人	457 人	417 人
6 歳	473 人	437 人	462 人
7 歳	552 人	472 人	438 人
8 歳	570 人	543 人	470 人
9 歳	597 人	569 人	544 人
10 歳	651 人	593 人	562 人
11 歳	667 人	645 人	594 人

資料：住民基本台帳

０～１１ 歳までの児童人口の推移をみると、全体的に減少傾向にありますが、未就学児では平成 23 年に比べ、平成 25 年は 2,256 人と、268 人の減少となっています。

2）児童人口の推計

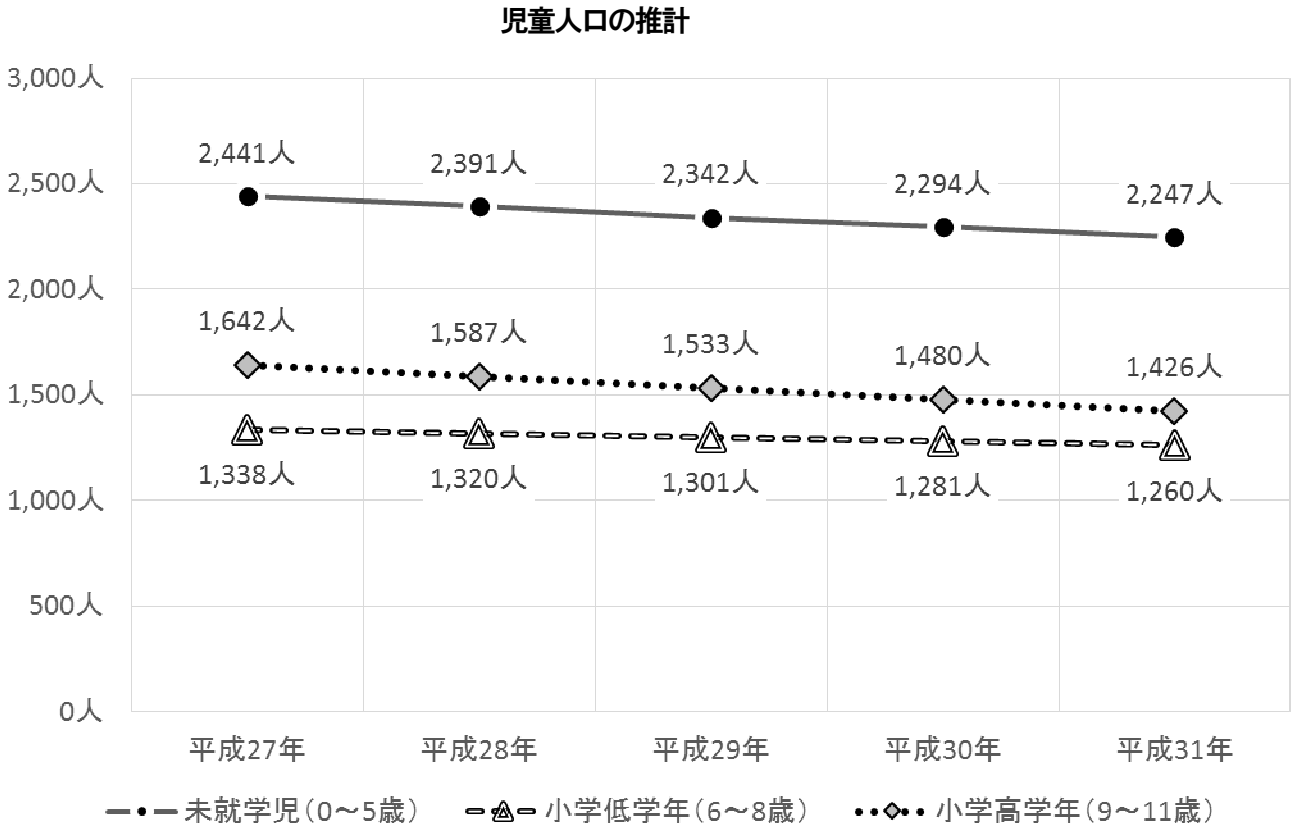

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	357 人	349 人	341 人	334 人	327 人
1 歳	382 人	374 人	366 人	359 人	351 人
2 歳	407 人	399 人	390 人	382 人	373 人
3 歳	434 人	425 人	416 人	407 人	398 人
4 歳	454 人	445 人	436 人	425 人	416 人
5 歳	407 人	399 人	393 人	387 人	382 人
6 歳	416 人	410 人	404 人	398 人	392 人
7 歳	443 人	437 人	431 人	424 人	417 人
8 歳	479 人	473 人	466 人	459 人	451 人
9 歳	519 人	511 人	502 人	495 人	488 人
10 歳	546 人	523 人	501 人	479 人	456 人
11 歳	577 人	553 人	530 人	506 人	482 人

資料：「伊達市再生・発展まちづくりグランドデザイン」から按分

0～11 歳までの児童人口の推計をみると、全体的に減少傾向にあり、未就学児では平成 27 年に比べ、平成 31 年は 2,247 人と、194 人の減少となっています。

（3）就業状況

1）女性の労働力率

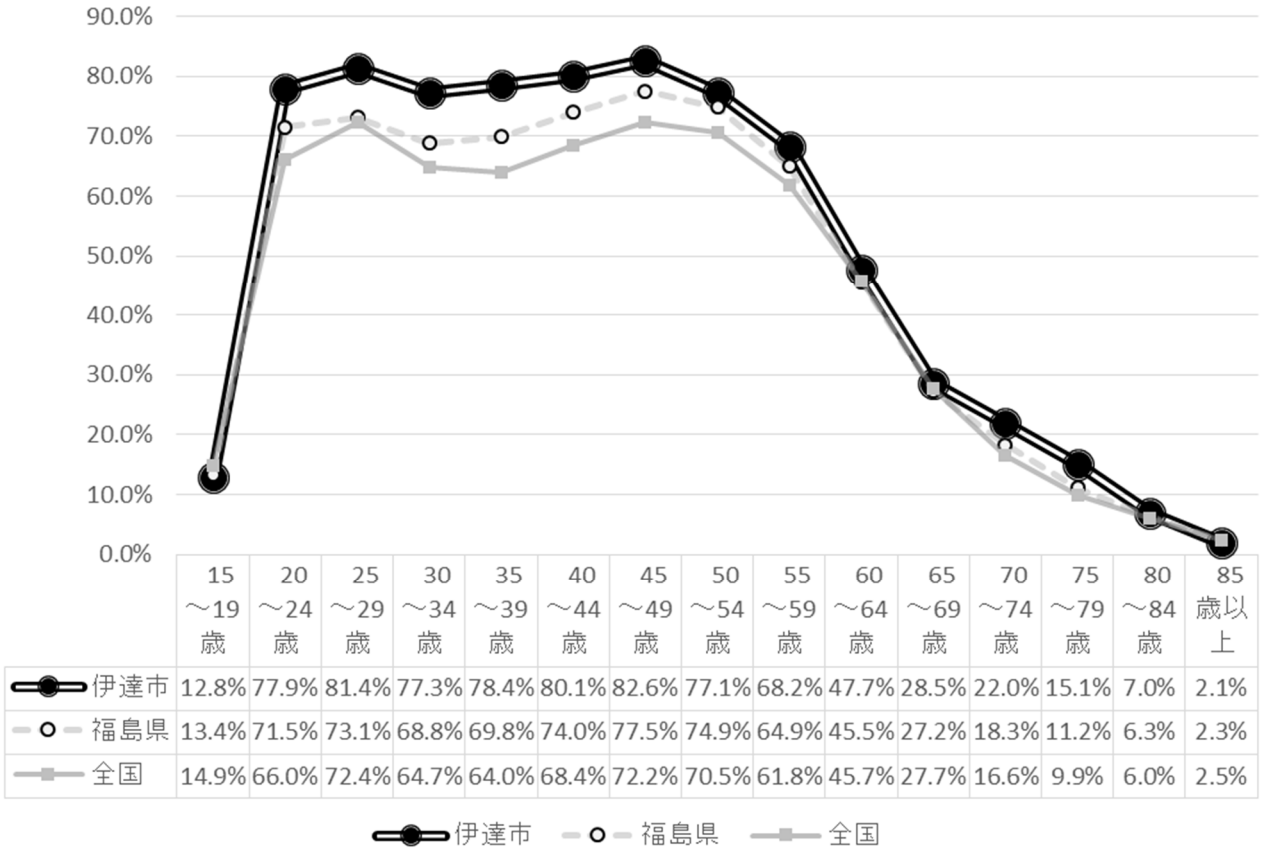

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
伊達市	12.8%	77.9%	81.4%	77.3%	78.4%	80.1%	82.6%	77.1%	68.2%	47.7%	28.5%	22.0%	15.1%	7.0%	2.1%
福島県	13.4%	71.5%	73.1%	68.8%	69.8%	74.0%	77.5%	74.9%	64.9%	45.5%	27.2%	18.3%	11.2%	6.3%	2.3%
全国	14.9%	66.0%	72.4%	64.7%	64.0%	68.4%	72.2%	70.5%	61.8%	45.7%	27.7%	16.6%	9.9%	6.0%	2.5%

平成 22 年の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、20 歳～34 歳にかけて労働力率がやや減少し、その後 49 歳にかけて増加した後に再び減少に転じるという緩やかなM字カーブを描いています。

三世代同居の家庭の割合が高いこと、待機児童がいないことから労働力率は、国や福島県の水準に比べて、20～49 歳までの間は概ね高い水準にあります。

（4）保育サービス等の利用

1）保育園の利用状況

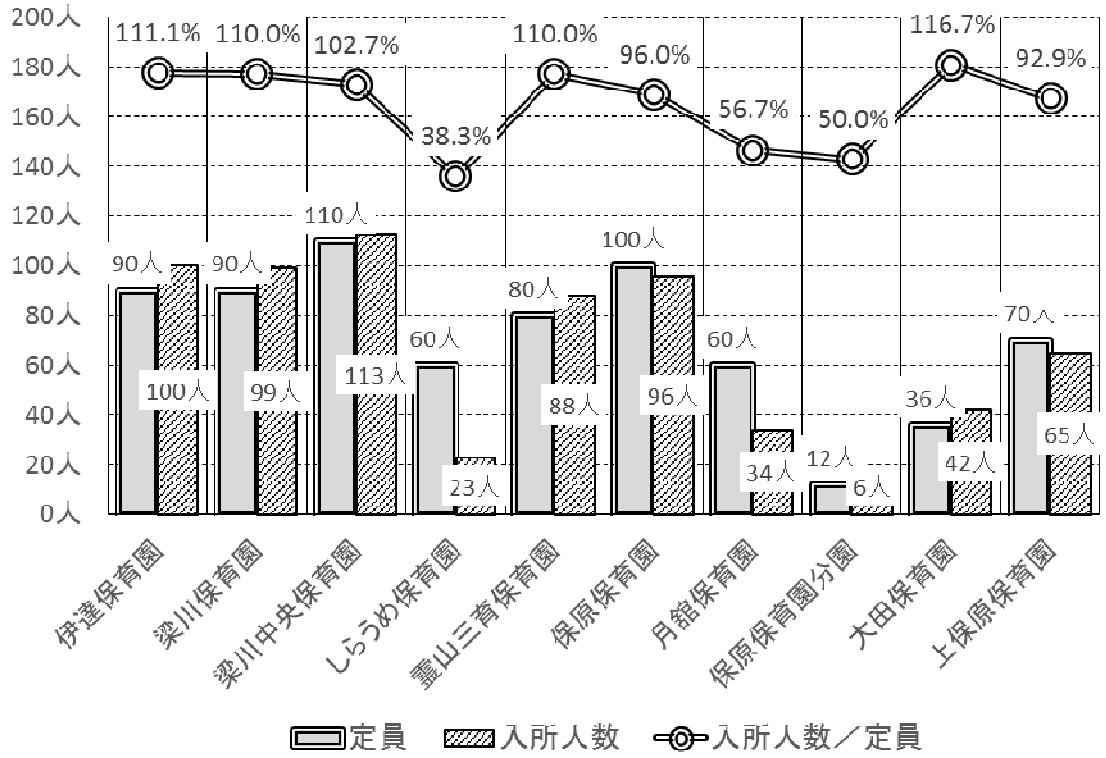

保育園名	定員	入所人数	内訳						入所人数÷定員
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
伊達保育園	90人	100人	6人	17人	24人	20人	12人	21人	111.1%
梁川保育園	90人	99人	8人	14人	19人	19人	23人	16人	110.0%
梁川中央保育園	110人	113人	12人	21人	17人	20人	22人	21人	102.7%
しらうめ保育園	60人	23人	1人	5人	4人	3人	6人	4人	38.3%
霊山三育保育園	80人	88人	3人	14人	19人	12人	26人	14人	110.0%
保原保育園	100人	96人	2人	23人	23人	13人	23人	12人	96.0%
月舘保育園	60人	34人	3人	2人	9人	12人	6人	2人	56.7%
保原保育園分園	12人	6人	6人						50.0%
大田保育園	36人	42人	6人	18人	18人				116.7%
上保原保育園	70人	65人	11人	24人	30人				92.9%
合　計	**708人**	**666人**	**58人**	**138人**	**163人**	**99人**	**118人**	**90人**	**94.1%**

平成 25 年度実績

平成 25 年度の保育園の利用状況をみると、園により入所人数にばらつきがあり、定員に対して入所人数が多い（100%を超える）ところは５園、反対に、入所人数が定員の６割以下のところは３園となっています。

2）幼稚園の利用状況

		平成25年度入園児数				平成25年度クラス数			
（公立）		3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
伊達幼稚園	男	13人	26人	21人	**60人**	1クラス	2クラス	2クラス	**5クラス**
	女	13人	20人	25人	**58人**				
	合計	26人	46人	46人	**118人**				
伏黒幼稚園	男	8人	7人	8人	**23人**	1クラス	1クラス	1クラス	**3クラス**
	女	3人	2人	5人	**10人**				
	合計	11人	9人	13人	**33人**				
富野幼稚園	男	4人	2人	2人	**8人**	1クラス	1クラス		**2クラス**
	女	2人	6人	2人	**10人**				
	合計	6人	8人	4人	**18人**				
梁川幼稚園	男		18人	20人	**38人**		2クラス	2クラス	**4クラス**
	女		22人	20人	**42人**				
	合計		40人	40人	**80人**				
堰本幼稚園	男	6人	4人	3人	**13人**	1クラス	1クラス		**2クラス**
	女	6人	3人	11人	**20人**				
	合計	12人	7人	14人	**33人**				
粟野幼稚園	男	2人	4人	1人	**7人**	1クラス	1クラス		**2クラス**
	女	1人	1人	3人	**5人**				
	合計	3人	5人	4人	**12人**				
保原幼稚園	男	13人	25人	20人	**58人**	1クラス	2クラス	2クラス	**5クラス**
	女	15人	24人	41人	**80人**				
	合計	28人	49人	61人	**138人**				
柱沢幼稚園	男	2人	9人	8人	**19人**	1クラス	1クラス		**2クラス**
	女	1人	1人	5人	**7人**				
	合計	3人	10人	13人	**26人**				
富成幼稚園	男	0人	1人	2人	**3人**	0クラス	1クラス		**1クラス**
	女	0人	0人	3人	**3人**				
	合計	0人	1人	5人	**6人**				
掛田幼稚園	男		2人	7人	**9人**		1クラス		**1クラス**
	女		3人	8人	**11人**				
	合計		5人	15人	**20人**				
月舘幼稚園	男		6人	3人	**9人**		1クラス	1クラス	**2クラス**
	女		6人	11人	**17人**				
	合計		12人	14人	**26人**				
計	男	48人	104人	95人	**247人**	7クラス	22クラス		**29クラス**
	女	41人	88人	134人	**263人**				
	合計	89人	192人	229人	**510人**				

（私立）		3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保原教会幼稚園	男	2人	5人	9人	**16人**	1クラス	1クラス	1クラス	**3クラス**
	女	5人	4人	5人	**14人**				
	合計	7人	9人	14人	**30人**				
大田幼稚園	男	16人	11人	17人	**44人**	1クラス	1クラス	1クラス	**3クラス**
	女	13人	20人	16人	**49人**				
	合計	29人	31人	33人	**93人**				
上保原幼稚園	男	21人	28人	20人	**69人**	2クラス	2クラス	2クラス	**6クラス**
	女	24人	25人	13人	**62人**				
	合計	45人	53人	33人	**131人**				
神愛幼稚園	男	4人	4人	6人	**14人**	1クラス	1クラス	1クラス	**3クラス**
	女	6人	4人	10人	**20人**				
	合計	10人	8人	16人	**34人**				
計	男	43人	48人	52人	**143人**	5クラス	5クラス	5クラス	**15クラス**
	女	48人	53人	44人	**145人**				
	合計	91人	101人	96人	**288人**				
合計	**男**	**91人**	**152人**	**147人**	**390人**	**12クラス**	**32クラス**		**44クラス**
	女	**89人**	**141人**	**178人**	**408人**				
	合計	**180人**	**293人**	**325人**	**798人**				

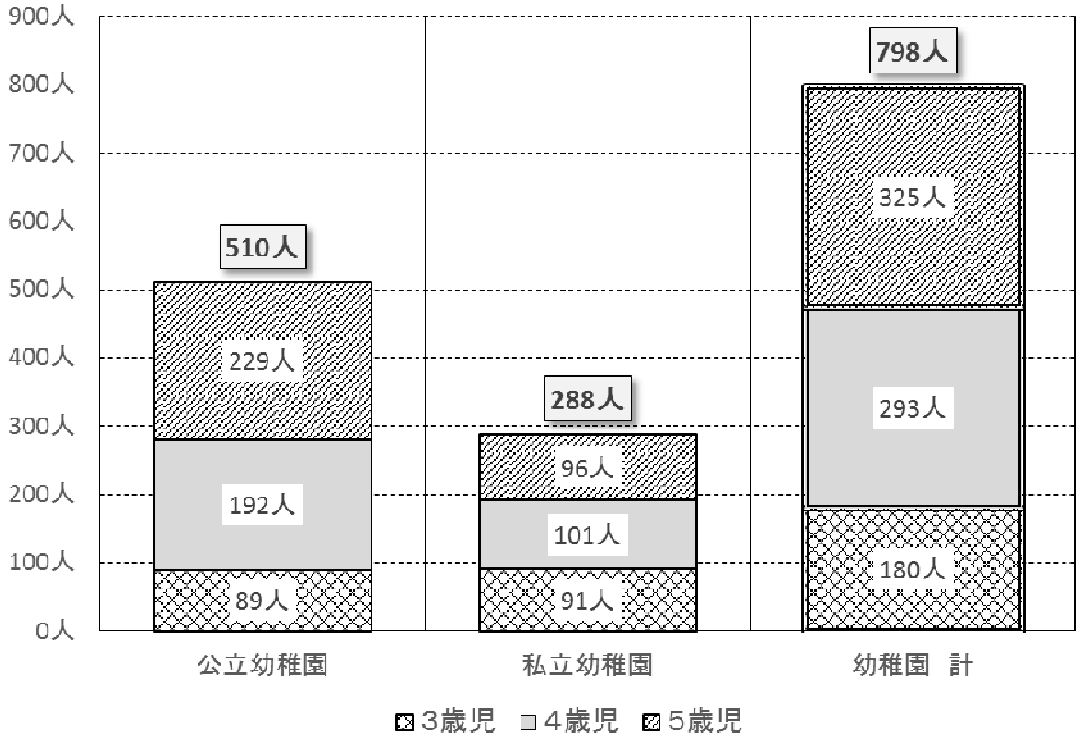

平成 26 年 1 月 7 日現在

平成 25 年度の幼稚園の利用状況をみると、公立幼稚園では 510 人、私立幼稚園では 288 人の利用となっています。

入園児全体の６割強は公立幼稚園を利用し、４割弱が私立幼稚園を利用しており、公立幼稚園では、私立幼稚園に比べ、５歳児の占める割合が高く、私立幼稚園では公立幼稚園よりも３歳児の占める割合が高くなっています。

3）一時預かり事業の利用状況

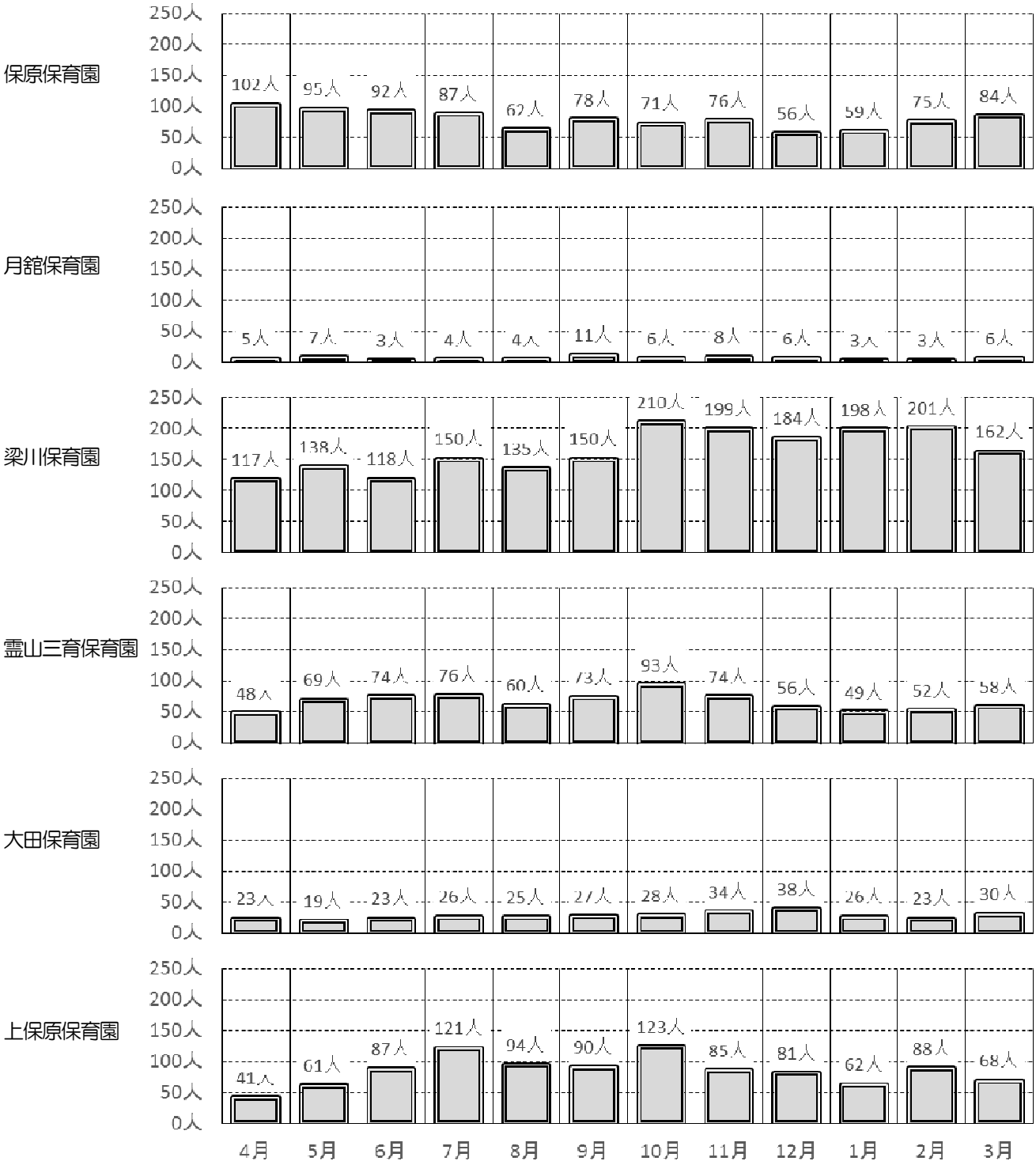

平成 25 年度実績

保育園名	利用時間	利用児童数						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保原保育園		102人	95人	92人	87人	62人	78人	71人
月舘保育園		5人	7人	3人	4人	4人	11人	6人
小計		**107人**	**102人**	**95人**	**91人**	**66人**	**89人**	**77人**
梁川保育園	4時間以内	36人	40人	36人	59人	48人	46人	90人
	4時間超	81人	98人	82人	91人	87人	104人	120人
	合計	**117人**	**138人**	**118人**	**150人**	**135人**	**150人**	**210人**
霊山三育保育園	4時間以内	2人	3人	3人	12人	2人	3人	3人
	4時間超	46人	66人	71人	64人	58人	70人	90人
	合計	**48人**	**69人**	**74人**	**76人**	**60人**	**73人**	**93人**
大田保育園	4時間以内	3人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	4時間超	20人	19人	23人	26人	25人	27人	26人
	合計	**23人**	**19人**	**23人**	**26人**	**25人**	**27人**	**28人**
上保原保育園	4時間以内	15人	33人	69人	51人	26人	21人	23人
	4時間超	26人	28人	18人	70人	68人	69人	100人
	合計	**41人**	**61人**	**87人**	**121人**	**94人**	**90人**	**123人**
小計	4時間以内	56人	76人	108人	122人	76人	70人	118人
	4時間超	173人	211人	194人	251人	238人	270人	336人
	合計	**229人**	**287人**	**302人**	**373人**	**314人**	**340人**	**454人**

保育園名	利用時間	利用児童数					
		11月	12月	1月	2月	3月	合計
保原保育園		76人	56人	59人	75人	84人	937人
月舘保育園		8人	6人	3人	3人	6人	66人
小計		**84人**	**62人**	**62人**	**78人**	**90人**	**1,003人**
梁川保育園	4時間以内	67人	53人	53人	52人	52人	632人
	4時間超	132人	131人	145人	149人	110人	1,330人
	合計	**199人**	**184人**	**198人**	**201人**	**162人**	**1,962人**
霊山三育保育園	4時間以内	1人	2人	8人	7人	13人	59人
	4時間超	73人	54人	41人	45人	45人	723人
	合計	**74人**	**56人**	**49人**	**52人**	**58人**	**782人**
大田保育園	4時間以内	1人	2人	1人	1人	5人	15人
	4時間超	33人	36人	25人	22人	25人	307人
	合計	**34人**	**38人**	**26人**	**23人**	**30人**	**322人**
上保原保育園	4時間以内	27人	32人	35人	40人	20人	392人
	4時間超	58人	49人	27人	48人	48人	609人
	合計	**85人**	**81人**	**62人**	**88人**	**68人**	**1,001人**
小計	4時間以内	96人	89人	97人	100人	90人	1,098人
	4時間超	296人	270人	238人	264人	228人	2,969人
	合計	**392人**	**359人**	**335人**	**364人**	**318人**	**4,067人**

平成 25 年度実績

平成 25 年度の一時預かり事業の利用状況をみると、月ごとに利用児童数に増減があるものの、園により利用が最も多い月に違いがあり、各園に共通した傾向はみられません。

４）休日保育の利用状況

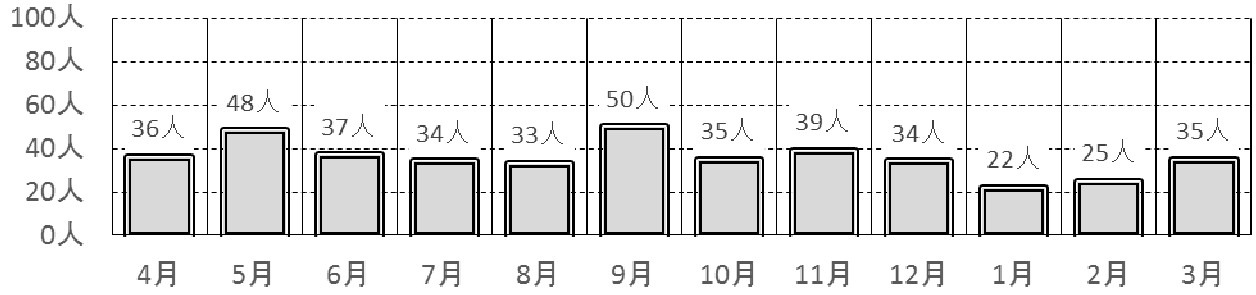

平成 25 年度実績：梁川中央保育園

休日保育については梁川中央保育園で実施しており、平成 25 年度の利用状況をみると、年間では９月に利用が最も多く、ついで、５月の利用が多くなっています。

５）病後児保育の利用状況

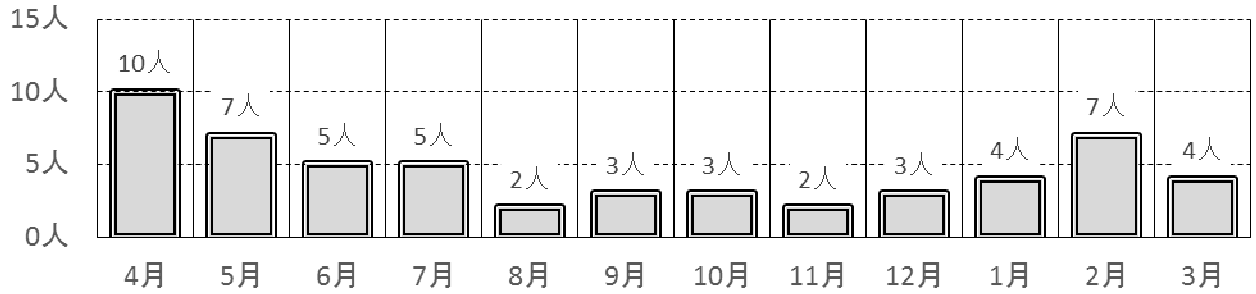

保育園名	登録人数	利用児童数						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
大田保育園	4時間以内	0人	2人	0人	1人	0人	1人	0人
	4時間超	10人	5人	5人	4人	2人	2人	3人
	合計	**10人**	**7人**	**5人**	**5人**	**2人**	**3人**	**3人**

保育園名	登録人数	利用児童数					
		11月	12月	1月	2月	3月	合計
大田保育園	4時間以内	0人	1人	1人	2人	1人	9人
	4時間超	2人	2人	3人	5人	3人	46人
	合計	**2人**	**3人**	**4人**	**7人**	**4人**	**55人**

平成 25 年度実績：大田保育園

病後児保育については大田保育園で実施しており、平成 25 年度の利用状況をみると、年間では４月に利用が最も多くなっています。

６）小学校の児童数

学校名	伊達 小学校	伊達東 小学校	五十沢 小学校	富野 小学校	山舟生 小学校	白根 小学校	梁川 小学校	堰本 小学校
1年	83人	22人	2人	6人	1人	1人	74人	18人
2年	73人	14人	4人	2人	2人	4人	54人	16人
3年	80人	23人	5人	6人	6人	3人	64人	16人
4年	85人	35人	8人	3人	2人	1人	73人	24人
5年	88人	33人	10人	6人	7人	4人	76人	35人
6年	98人	35人	9人	6人	1人	6人	99人	18人
合計	**507人**	**162人**	**38人**	**29人**	**19人**	**19人**	**440人**	**127人**
特別支援学級在籍者数	9人	0人	4人	0人	0人	0人	14人	1人

学校名	粟野 小学校	大枝 小学校	大田 小学校	保原 小学校	上保原 小学校	柱沢 小学校	富成 小学校	掛田 小学校
1年	13人	3人	8人	109人	30人	18人	0人	39人
2年	10人	3人	18人	113人	34人	11人	6人	32人
3年	17人	0人	29人	126人	34人	18人	8人	39人
4年	21人	2人	27人	133人	40人	14人	6人	32人
5年	14人	5人	32人	119人	32人	17人	11人	43人
6年	27人	5人	28人	129人	55人	8人	9人	38人
合計	**102人**	**18人**	**142人**	**729人**	**225人**	**86人**	**40人**	**223人**
特別支援学級在籍者数	3人	0人	0人	18人	7人	9人	2人	3人

学校名	小国 小学校	大石 小学校	石田 小学校	月舘 小学校	小手 小学校	合計
1年	0人	8人	1人	17人	4人	457人
2年	5人	5人	2人	14人	8人	430人
3年	5人	2人	4人	26人	3人	514人
4年	6人	5人	5人	16人	7人	545人
5年	8人	5人	4人	26人	1人	576人
6年	6人	8人	3人	22人	5人	615人
合計	**30人**	**33人**	**19人**	**121人**	**28人**	**3,137人**
特別支援学級在籍者数	0人	0人	0人	3人	0人	73人

平成 25 年 5 月 1 日現在
※特別支援学級在籍者数は平成 26 年 8 月 29 日現在

平成 25 年度の小学校の児童数は上記の通りとなっています。

500 人以上の児童が在籍している学校がある一方、全校児童数が 40 人に満たない学校が９校となっています。

7）放課後児童クラブの利用状況

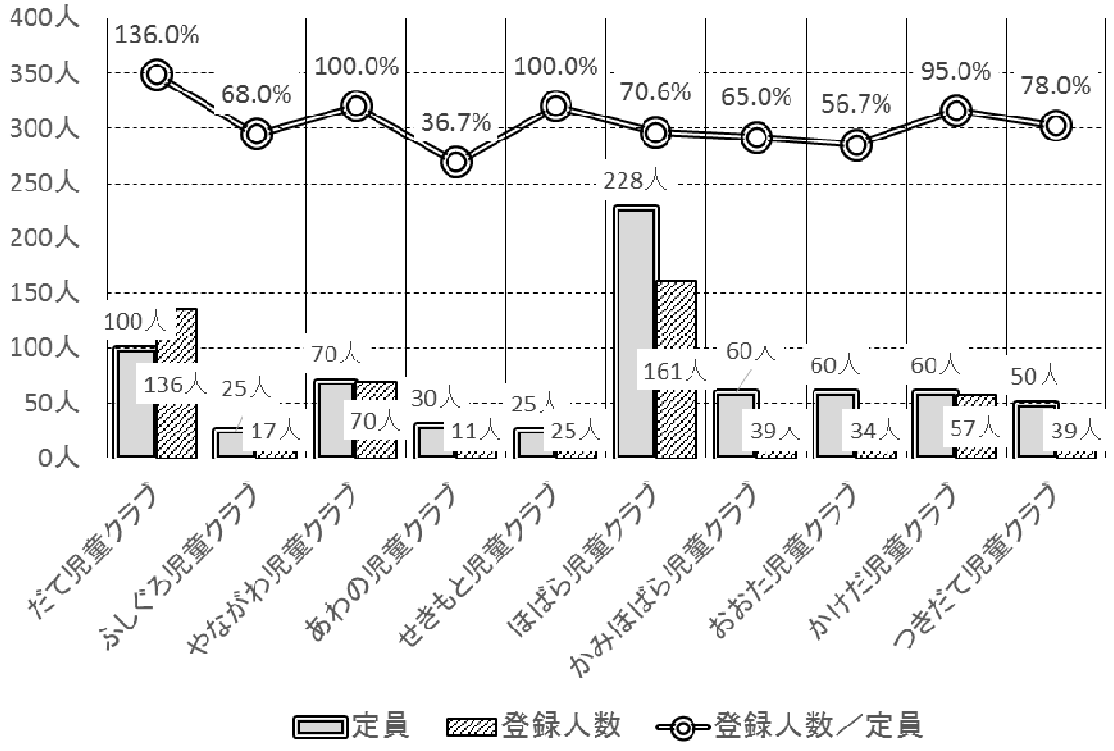

児童クラブ名	定員	登録人数	内訳						登録人数÷定員
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
だて児童クラブ	100人	136人	28人	50人	34人	15人	6人	3人	136.0%
ふしぐろ児童クラブ	25人	17人	3人	5人	3人	4人	2人	0人	68.0%
やながわ児童クラブ	70人	70人	23人	21人	16人	3人	6人	1人	100.0%
あわの児童クラブ	30人	11人	1人	4人	2人	2人	1人	1人	36.7%
せきもと児童クラブ	25人	25人	5人	6人	1人	5人	7人	1人	100.0%
ほばら児童クラブ	228人	161人	71人	38人	26人	18人	7人	1人	70.6%
かみほばら児童クラブ	60人	39人	11人	12人	12人	2人	1人	1人	65.0%
おおた児童クラブ	60人	34人	5人	5人	3人	11人	4人	6人	56.7%
かけだ児童クラブ	60人	57人	15人	17人	10人	7人	7人	1人	95.0%
つきだて児童クラブ	50人	39人	6人	12人	10人	3人	5人	3人	78.0%
合　計	**708人**	**589人**	**168人**	**170人**	**117人**	**70人**	**46人**	**18人**	**83.2%**

平成 25 年度実績

平成 25 年度の放課後児童クラブの利用状況をみると、だて児童クラブ、やながわ児童クラブ、せきもと児童クラブでは登録児童数が定員を上回っていますが、他の児童クラブでは登録人数が定員を下回っています。

あわの児童クラブ、おおた児童クラブでは登録人数が定員の６割以下となっています。

8）児童館の利用状況

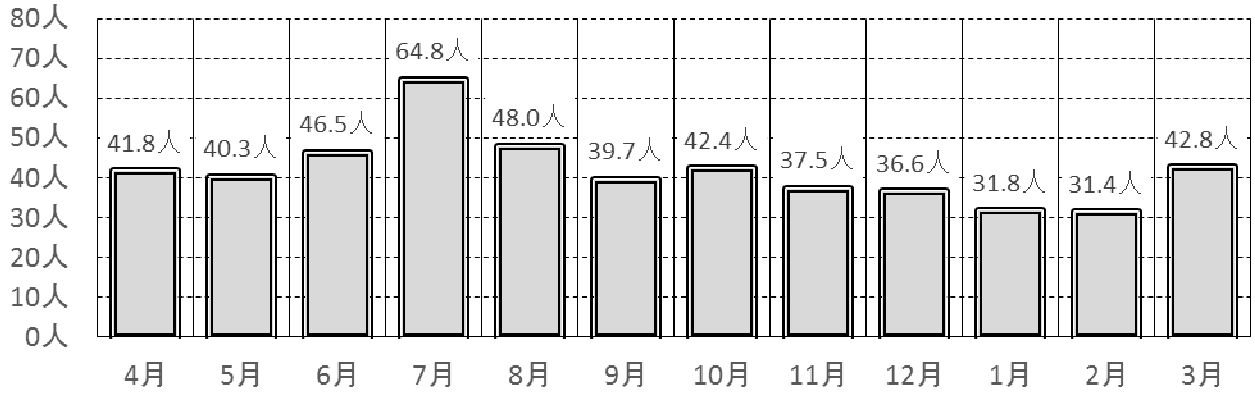

■1日あたり利用者数（利用者合計／開館日数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
開館日数		26日	26日	26日	27日	26日	26日	26日
利用者合計		**1,087人**	**1,049人**	**1,208人**	**1,750人**	**1,249人**	**1,032人**	**1,102人**
集団指導	幼児	7人	25人	0人	12人	0人	0人	98人
	小学生	181人	108人	196人	157人	78人	136人	107人
	中高生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
任意指導	幼児	204人	230人	213人	358人	184人	277人	237人
	小学生	656人	580人	733人	934人	828人	545人	606人
	中高生	22人	47人	59人	67人	101人	45人	28人
一般団体		17人	59人	7人	222人	58人	29人	26人

		11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数		26日	24日	24日	24日	27日	308日
利用者合計		**974人**	**878人**	**763人**	**754人**	**1,155人**	**13,001人**
集団指導	幼児	54人	20人	15人	18人	7人	256人
	小学生	132人	60人	93人	101人	142人	1,491人
	中高生	0人	0人	0人	0人	0人	0人
任意指導	幼児	241人	198人	155人	166人	275人	2,738人
	小学生	474人	525人	446人	441人	639人	7,407人
	中高生	44人	38人	16人	24人	73人	564人
一般団体		29人	37人	38人	4人	19人	545人

平成 25 年度実績

平成 25 年度の霊山児童館の利用状況をみると、夏休みに入る７月の利用が最も多く、１日あたりの利用者数が 60 人を超えています。１日あたりの利用者数の平均は 42.2 人となっており、平均以上の利用がある月は、６月、７月、８月、10 月、３月となっています。

内訳としては、任意指導の小学生の利用が多くなっています。

９）中学校の生徒数

学校名	伊達 中学校	梁川 中学校	松陽 中学校	桃陵 中学校	霊山 中学校	月舘 中学校	合計
1年	123人	166人	73人	160人	75人	32人	629人
2年	118人	170人	69人	168人	58人	26人	609人
3年	118人	183人	78人	154人	83人	40人	656人
合計	**359人**	**519人**	**220人**	**482人**	**216人**	**98人**	**1,894人**
特別支援学級在籍者数	5人	8人	14人	14人	3人	2人	46人

平成 25 年 5 月 1 日現在
※特別支援学級在籍者数は平成 26 年 8 月 29 日現在

平成 25 年度の中学校の生徒数は上記の通りとなっています。

月舘中学校の生徒数は 98 人で、他の中学校に比べると生徒数が少なくなっています。

2．アンケート調査結果のポイント

（1）調査の概要

1）調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、就学前児童及び小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2）調査の実施状況

本調査は、市内に在住する就学前児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、住民基本台帳から無作為に抽出して実施しました。（平成 26 年 3 月に実施）

郵送による配布・回収により調査を行いました。

3）回収結果

調査種別	配布数 A	有効回収数 B	有効回収率 C (B/A)
①就学前児童調査	1,000 人	**382 票**	**38.2%**
②小学生児童調査	1,000 人	**387 票**	**38.7%**

4）調査結果の表記に関する注意事項

- o 調査結果の％表記については、小数第２位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも 100%になるとは限りません。
- o 複数回答の質問は、回答数を 100%として各選択肢の％を算出しているため、合計が 100%を超えることがあります。
- o 図表中のｎは回答者数を示しています。
- o 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

（2）就学前児童調査結果のポイント

１）保護者の就労状況

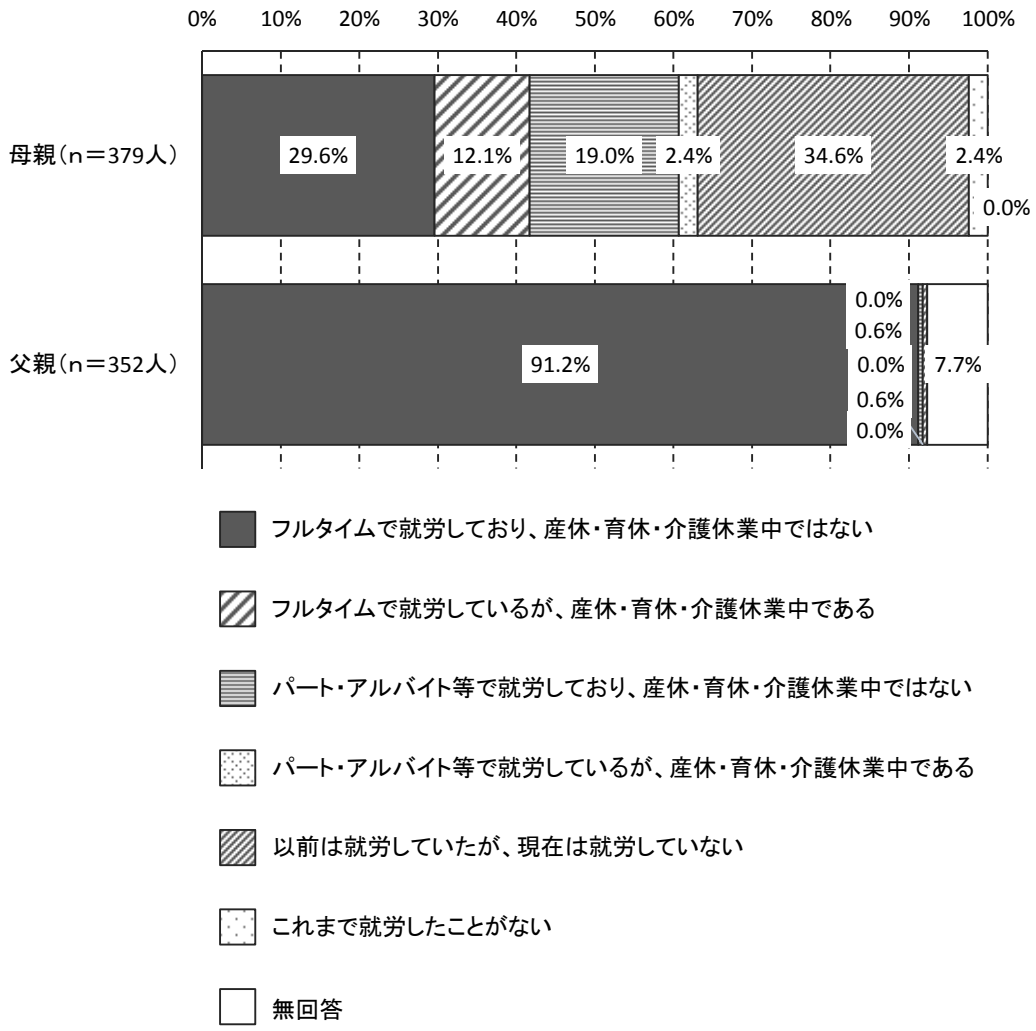

保護者の就労状況についてみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（29.6%）と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（19.0%）をあわせると、半数近くが何らかの形で就労しているとしています。

父親では、フルタイムとパート・アルバイトをあわせて、９割以上が現在何らかの形で就労しています。

2）平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

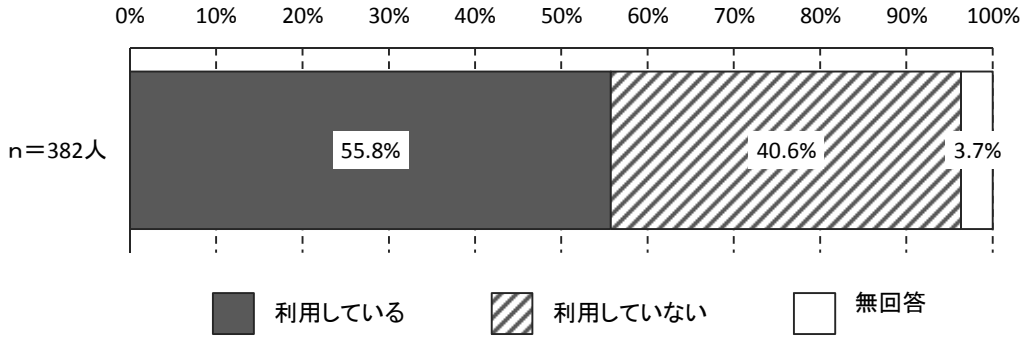

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が 55.8%、「利用していない」は 40.6%となっています。

■利用している平日の定期的な教育・保育事業

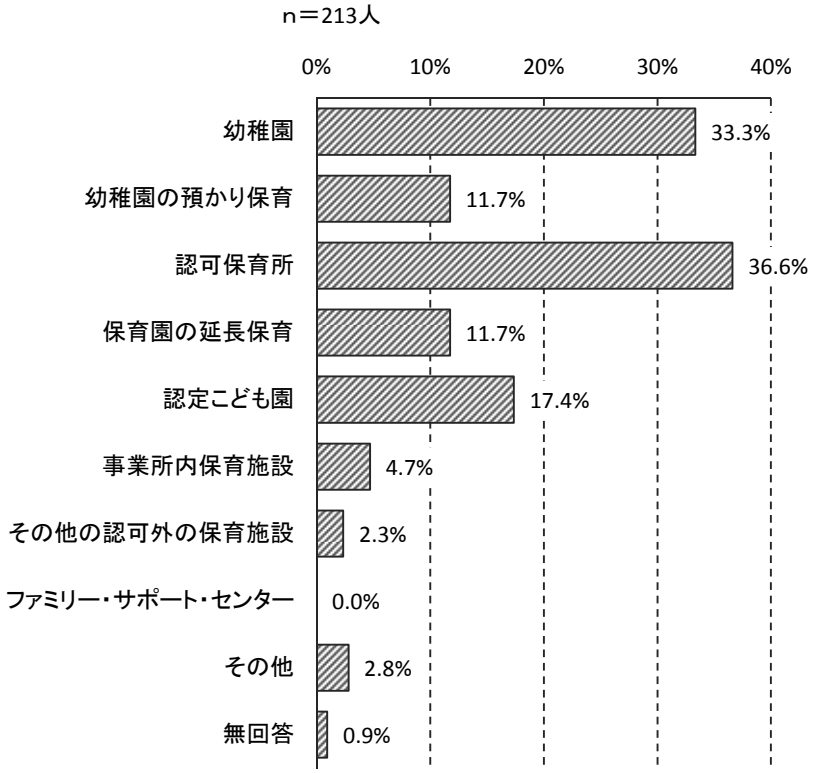

平日の定期的な教育・保育事業を利用している回答者に利用している事業について聞くと、「認可保育所」（36.6%）と「幼稚園」（33.3%）の利用が多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

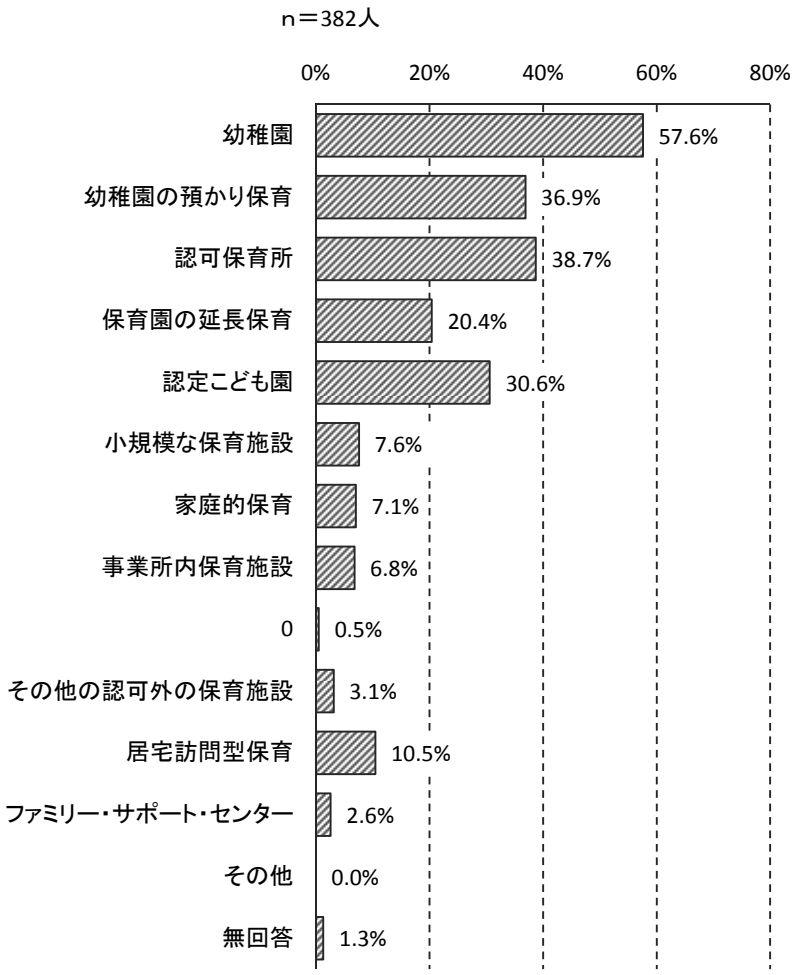

現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無にかかわらず、すべての回答者の教育・保育事業の利用希望についてみると、利用希望が高かった事業は「幼稚園」が 57.6%で最も多く、ついで「認可保育所」（38.7%）、「幼稚園の預かり保育」（36.9%）などが４割近くで続いています。

3）地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

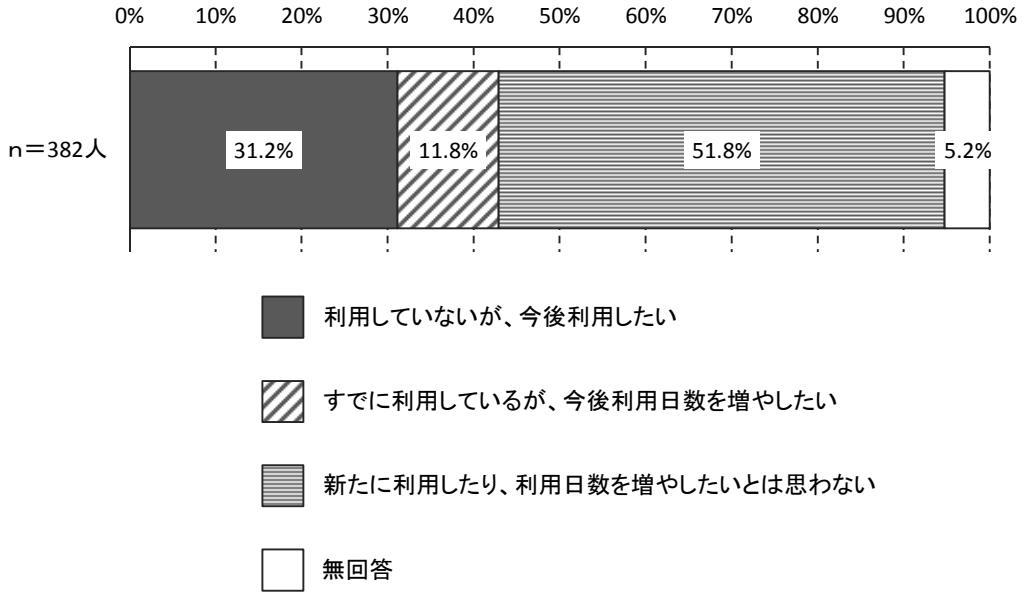

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「利用していないが、今後利用したい」は 21.4%となっていますが、65.8%は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

4）土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

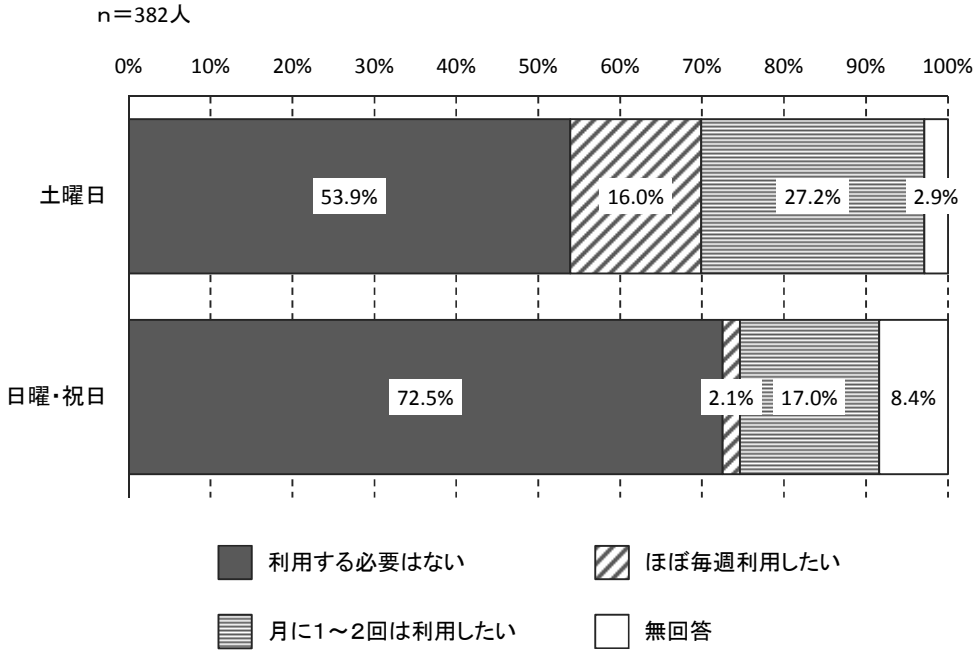

土曜日、日曜・祝日における定期的な教育・保育事業の利用意向についてみると、土曜日、日曜・祝日ともに、「利用する必要はない」という回答が半数以上を占めて最も多くなっています。

５）病児・病後児のための保育施設等の利用意向

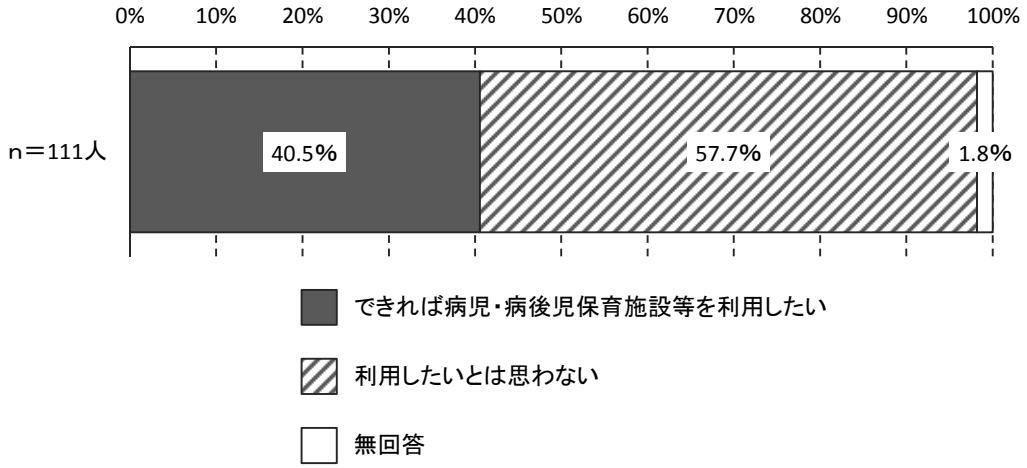

子どもが病気やケガのために事業が利用できなかった時、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」という回答者の、病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、利用意向は「利用したいとは思わない」が 57.7%で最も多くなっています。

６）不定期の教育・保育事業の利用意向

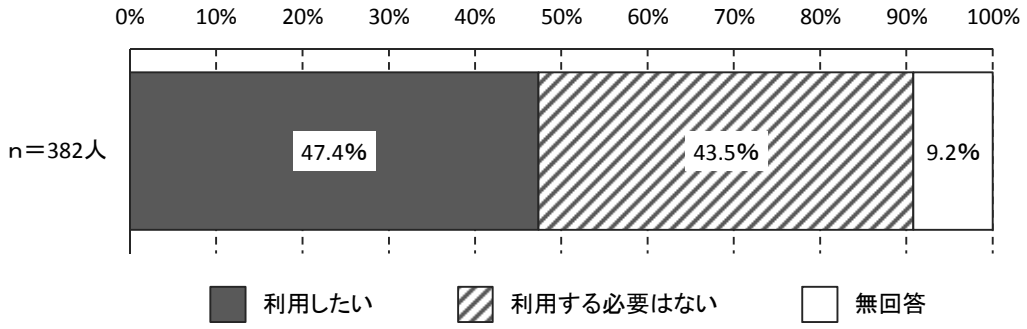

教育・保育事業の不定期利用に関する利用希望について聞くと、「利用したい」への回答が 47.4%と半数近くを占め、「利用する必要はない」は 43.5%となっています。

7）小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

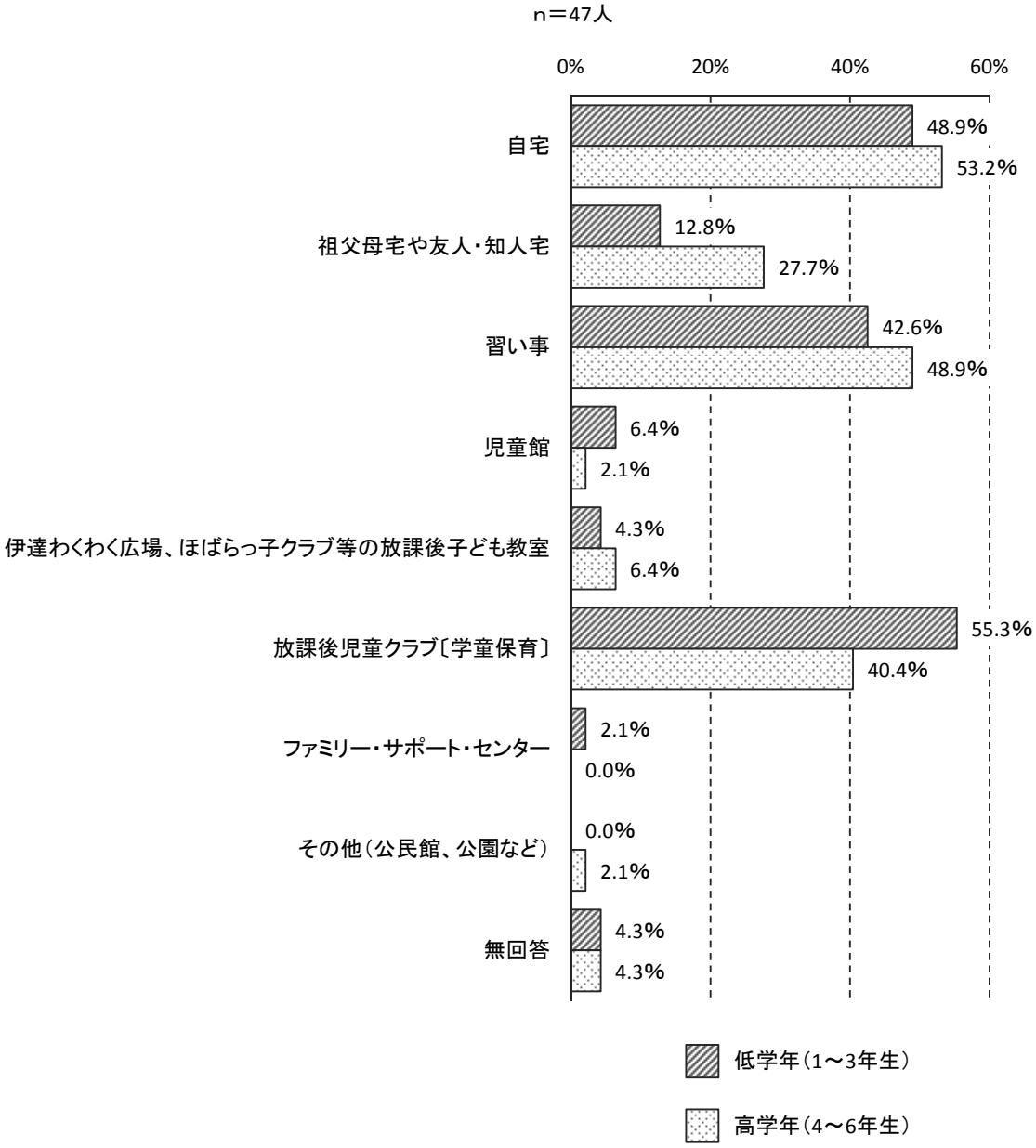

平成 26 年度に小学校入学予定の児童が小学校入学後、放課後をどのように過ごさせたいかについて聞いたところ、低学年のうちは「放課後児童クラブ〔学童保育〕」という回答が半数を超えて最も多くなっています。

高学年になったら、「自宅」（53.2%）や「習い事」（48.9%）などが半数前後で多くなっています。

（３）小学生児童調査結果のポイント

１）保護者の就労状況

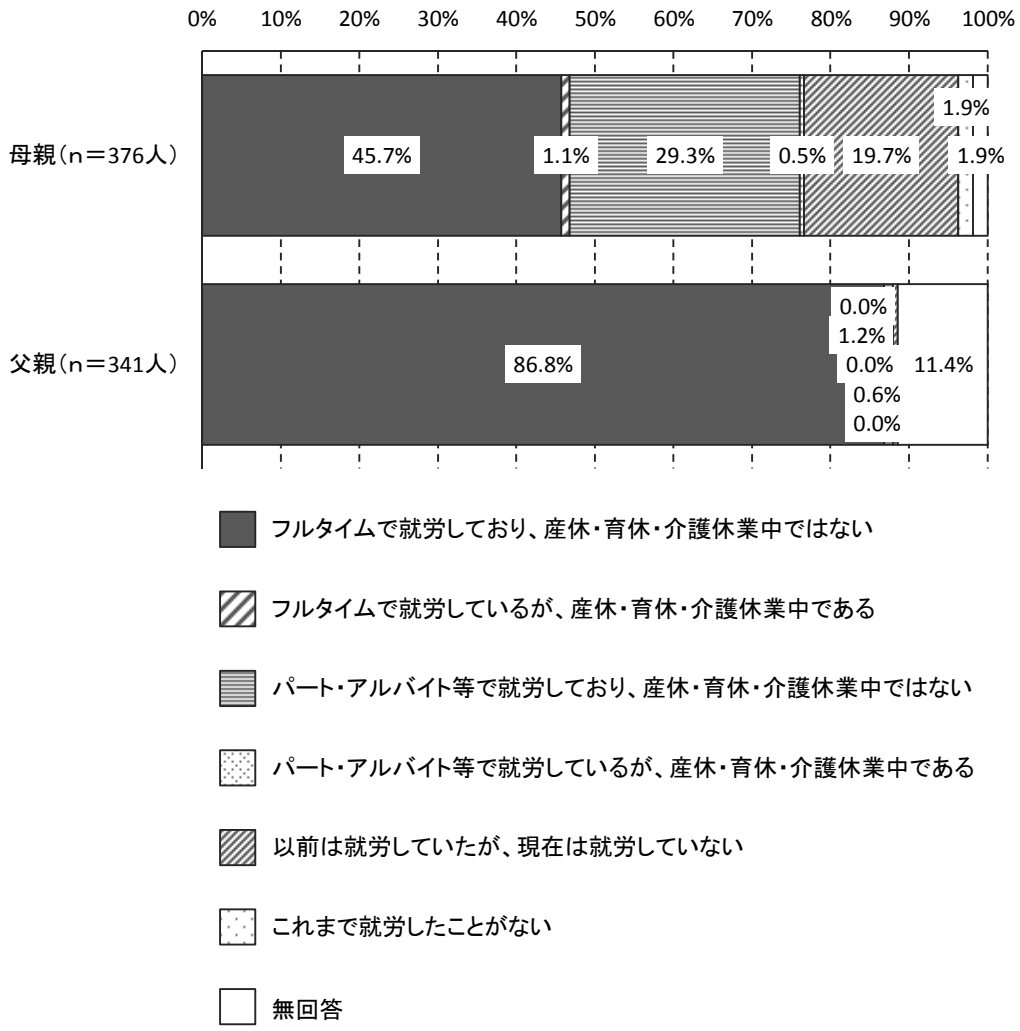

保護者の就労状況についてみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（45.7%）と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（29.3%）をあわせると、４人に３人が現在何らかの形で就労していると回答しています。

父親も、フルタイムとパート・アルバイト等をあわせると、９割近くが現在何らかの形で就労していると回答しています。

2）放課後の過ごし方の希望

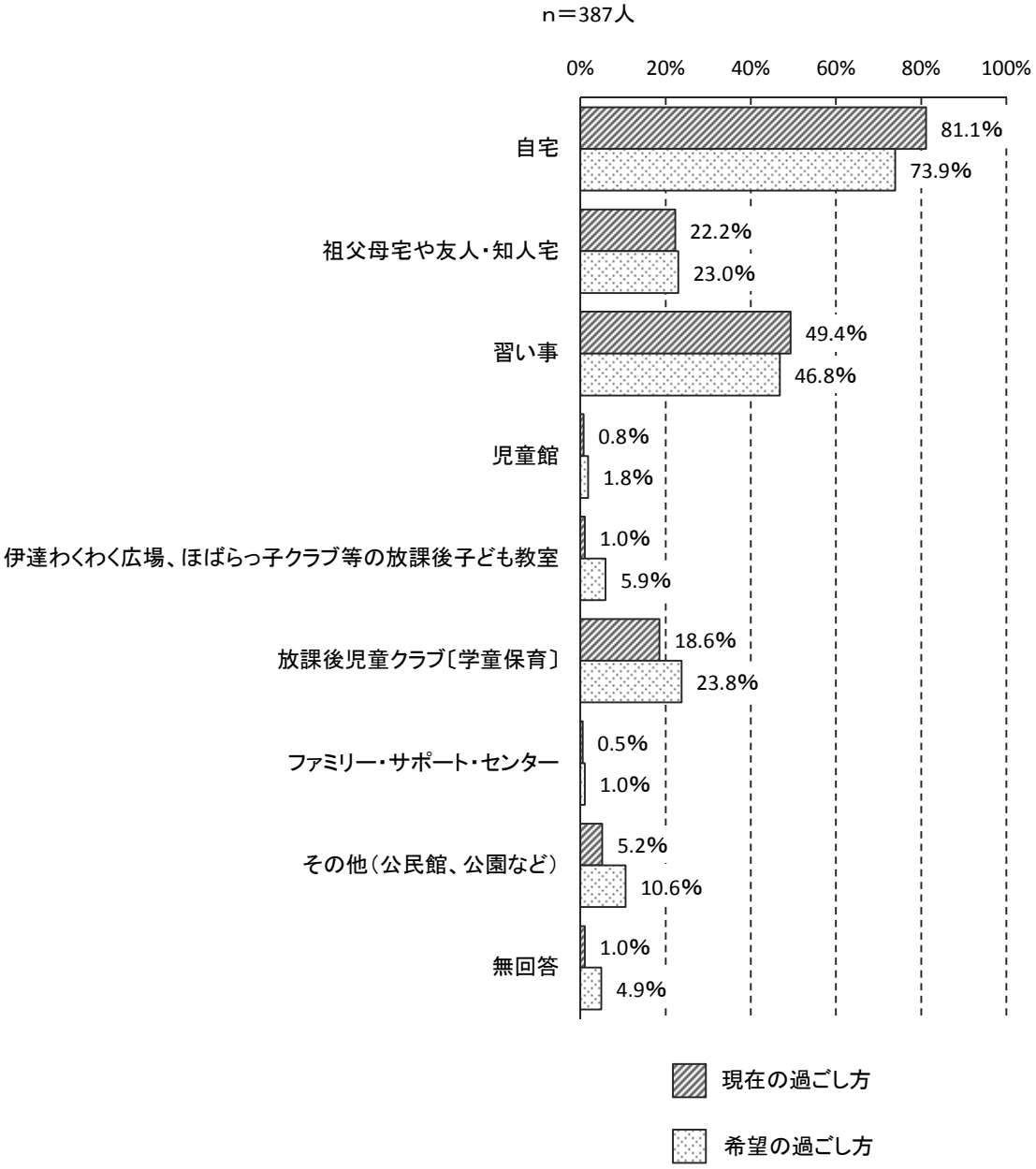

現在の放課後の過ごし方、希望する過ごし方をみると、現在・希望ともに「自宅」が最も多く、ついで「習い事」が多くなっています

その他、希望する過ごし方では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」や「祖父母宅や友人・知人宅」などが２割を超えています。

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本的な方向

（１）基本理念

「子ども・子育て関連３法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

＜国の基本指針において掲げられた計画のポイント＞

◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していく
まちづくりを推進していきます

（2）基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年３月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とその他の子ども・子育て支援の取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

＜子ども・子育て支援事業計画＞

１：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
２：地域子ども・子育て支援事業の推進

＜その他子ども・子育て支援関連施策＞

基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援
基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備
基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実
基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
基本目標５：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2. 計画の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が

子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援事業計画

1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1-1：特定教育・保育事業
1-2：地域型保育事業

2：教育・保育事業の確保策

3：地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：特別保育事業
2-2：家庭への訪問事業
2-3：相談支援事業
2-4：その他の事業

その他子ども・子育て支援施策

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：教育・保育環境の充実
1-2：心と体の健全育成の推進

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：家庭の子育て力の強化
2-2：子育て情報の提供
2-3：母子の健康づくりの推進
2-4：食育の推進
2-5：子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化
3-2：世代間交流、次世代の育成
3-3：仕事と生活の調和の促進

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保
4-3：放射能に対する安全・安心の確保

基本目標5：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援
5-2：要保護児童対策
5-3：ひとり親家庭への支援

第２編：子ども・子育て支援事業計画

第１章　事業推進の考え方

１．子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」において、３歳からのすべての子どもが幼児教育を受けることを基本とした環境整備を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」を含め、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒になって取り組んでいきます。

＜子ども・子育て支援制度の内容＞

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）

■地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

＜教育・保育提供区域について＞

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況、合併により市となったという背景などを勘案して、伊達、梁川、保原、霊山、月舘の５地域を教育・保育提供区域として設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

＜教育・保育の一体的提供の推進＞

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

＜産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保＞

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、０歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況がないよう、育児休業期間満了時（原則として、児童が１歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

＜子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携＞

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

＜職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携＞

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や市内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。

（1）保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は１号～３号の３区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

1）認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育を必要とする認定なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする認定のある子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする認定のある子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

2）認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事由

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やＤＶのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が定める事由

保育時間

- 保育標準時間（７：００～１８：００）
  主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間（８：００～１６：００）
  主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

優先すべき事情

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障がいを有する場合
- 育児休業明け
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 小規模保育事業などの卒園児童
- その他市町村が定める事由

（2）教育・保育事業

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

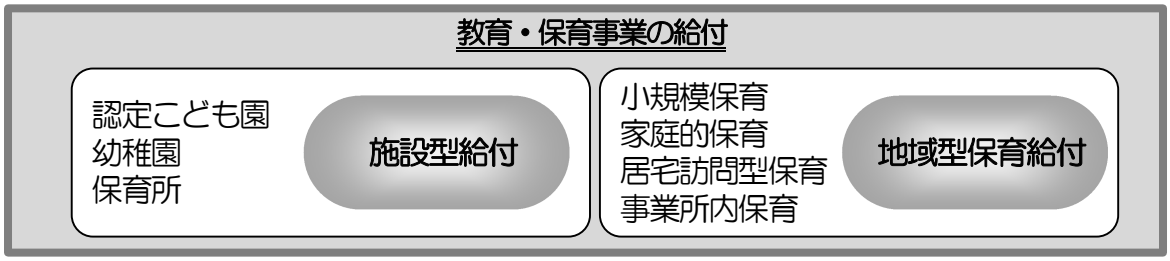

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）

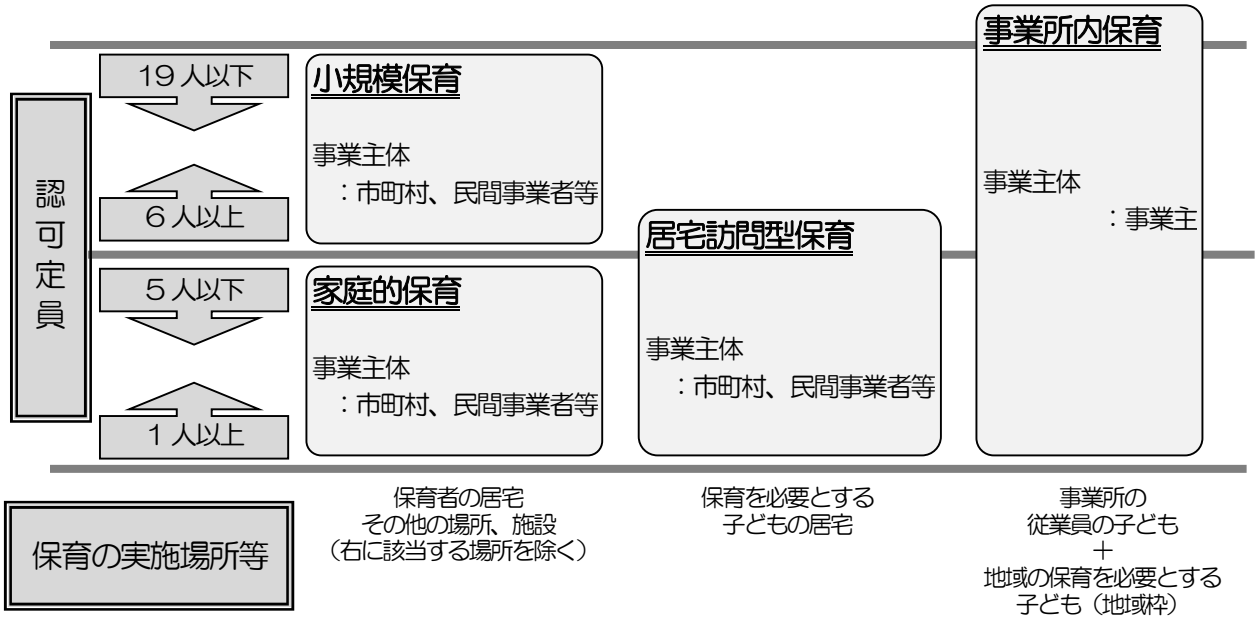

（3）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児・病後児保育事業
⑪放課後児童クラブ
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第2章　事業の推進

1．幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1-1：特定教育・保育事業

保育所･幼稚園･認定こども園で、教育･保育を行います。3歳以上のすべての子どもに幼児教育を行うことを基本として、「心の義務教育」を推進していきます。

1)保育所

【事業概要】

保育所で保育が必要な子どもの保育・教育を行います。（開所時間：7 時 00 分～19 時 00 分）

【取り組みの方向】

基準に沿った保育士の確保が緊急の課題となっており、保育指導計画にそって、教育や地域の子育て支援に取り組んでいきます。

保育士の適正配置や、臨時保育士の雇用条件を向上させ、保育士の確保に努めます。

2)幼稚園

【事業概要】

幼稚園で子どもの教育をします。（開園時間：8 時 00 分～14 時 30 分）

【取り組みの方向】

3 歳以上のすべての子どもに幼児教育を行うことを基本として「心の義務教育」を推進します。

また、定員を大きく割る幼稚園については、認定こども園への移行による統廃合を進めます。

3)認定こども園

【事業概要】

0 歳から就学前の子どもを対象に幼児教育・保育を一体的に行います。3 歳児以上については親の就労等の保育の必要性の有無に関わらず受け入れを行います。

【取り組みの方向】

民間活力による運営を視野に入れ、伊達・保原・月舘地域の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を推進していきます。

1-2：地域型保育事業

地域の多様なニーズに応じた保育サービスを行う事業です。現在、本市に該当施設はありませんが、保育所の空きがない伊達･保原地域を中心に検討を進めていきます。

1)小規模保育事業

【事業概要】

保育を必要とする満３歳未満の子どもについて、保育を目的とする施設で保育を行う事業です。（利用定員は６人以上 19 人以下）

【取り組みの方向】

現在、本市において小規模保育事業は実施しておりませんが、今後の保育ニーズの動向を注視し、必要に応じて整備していきます。

2)家庭的保育事業

【事業概要】

保育を必要とする満３歳未満の子どもについて、家庭的保育者（保育士または同等の知識・技術を持つ者）の居宅等で保育を行う事業です。（利用定員は５人以下）

【取り組みの方向】

現在、本市において家庭的保育事業は実施しておりませんが、今後の保育ニーズの動向を注視し、必要に応じて整備していきます。

3)事業所内保育事業

【事業概要】

事業主等が、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする満 3 歳未満の子どもについても、事業主等が設置する施設で保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

現在、本市にある事業所内保育施設では、地域の子どもに対する教育・保育の受け入れを行っていませんが、今後の教育・保育ニーズの動向を注視し、必要に応じて受け入れの打診等を行います。

4)居宅訪問型保育事業

【事業概要】

保育を必要とする満３歳未満の子どもについて、子どもの居宅で家庭的保育者（保育士または同等の知識・技術を持つ者）が保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

現在、本市において居宅訪問型保育事業は実施しておりませんが、今後の保育ニーズの動向を注視し、必要に応じて整備していきます。

2. 教育・保育事業の確保策

本事業計画では、旧町を単位とした地域を設定して、各々の地域での「教育・保育の需要量見込み」と「目標とする供給量」を以下の通り設定します。

需要量については、平成 26 年 3 月に実施したアンケート調査を基本に算出し、他地域の保育サービスの利用希望も考慮したものとなっています。

伊達市全体

0 歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		93人	91人	89人	87人	85人
供給量（定員）	保育園	87人	81人	72人	72人	54人
	認定こども園	24人	30人	48人	48人	68人
	小規模保育	0人	0人	6人	6人	6人
	計	111人	111人	126人	126人	128人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		366人	358人	351人	344人	336人
供給量（定員）	保育園	228人	210人	167人	167人	121人
	認定こども園	118人	136人	198人	198人	258人
	小規模保育	0人	0人	31人	31人	31人
	計	346人	346人	396人	396人	410人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		461人	453人	443人	434人	426人
供給量（定員）	保育園	287人	251人	213人	213人	165人
	認定こども園	195人	215人	305人	305人	355人
	計	482人	466人	518人	518人	520人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		834人	816人	802人	785人	770人
供給量（定員）	幼稚園	815人	755人	545人	545人	355人
	認定こども園	255人	295人	385人	385人	515人
	計	1,070人	1,050人	930人	930人	870人

伊達地域

伊達地域は他地域と比べ、需要に対する保育サービスが十分に行き渡っていない状況にあります。小規模保育施設等の設置や認可外保育所の活用などで対応するとともに、平成29年度までに認定こども園を開設し、ニーズに見合った保育環境を整備していきます。

0歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		21人	21人	20人	20人	19人
供給量（定員）	保育園	9人	9人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	18人	18人	18人
	小規模保育	0人	0人	3人	3人	3人
	計	9人	9人	21人	21人	21人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		79人	77人	75人	74人	72人
供給量（定員）	保育園	41人	41人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	62人	62人	62人
	小規模保育	0人	0人	15人	15人	15人
	計	41人	41人	77人	77人	77人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		92人	90人	88人	86人	85人
供給量（定員）	保育園	40人	40人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	90人	90人	90人
	計	40人	40人	90人	90人	90人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		166人	161人	159人	155人	153人
供給量（定員）	幼稚園	220人	220人	70人	70人	70人
	認定こども園	0人	0人	90人	90人	90人
	計	220人	220人	160人	160人	160人

梁川地域

梁川地域は以前からある私立保育園に加え、公設の認定こども園が平成 27 年度に開園することで、十分な教育・保育の提供ができています。

特に、3～5歳児の幼稚園の定員は供給量がニーズを大きく上回っているため、平成 29 年度を目途に認定こども園への統合を推進していきます。

0 歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		24人	24人	23人	23人	22人
供給量（定員）	保育園	44人	44人	44人	44人	44人
	認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	50人	50人	50人	50人	50人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		92人	90人	88人	86人	85人
供給量（定員）	保育園	91人	91人	91人	91人	91人
	認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	121人	121人	121人	121人	121人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		122人	120人	117人	115人	113人
供給量（定員）	保育園	125人	125人	125人	125人	125人
	認定こども園	60人	60人	60人	60人	60人
	計	185人	185人	185人	185人	185人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		218人	214人	210人	206人	202人
供給量（定員）	幼稚園	180人	180人	120人	120人	120人
	認定こども園	120人	120人	120人	120人	120人
	計	300人	300人	240人	240人	240人

保原地域

保原地域には、すでに2つの認定こども園がありますが、全国的な傾向でもある幼稚園定員の供給過多、保育園の供給不足が改善されていない状況にあります。

今後、平成 31 年度を目処にさらなる認定こども園の整備を進めその解消を図るとともに、幼稚園の統合を検討していきます。

0 歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		40人	38人	38人	36人	36人
供給量（定員）	保育園	18人	18人	18人	18人	0人
	認定こども園	18人	18人	18人	18人	38人
	小規模保育	0人	0人	3人	3人	3人
	計	36人	36人	39人	39人	41人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		154人	150人	148人	145人	141人
供給量（定員）	保育園	48人	48人	46人	46人	0人
	認定こども園	88人	88人	88人	88人	148人
	小規模保育	0人	0人	16人	16人	16人
	計	136人	136人	150人	150人	164人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		190人	186人	183人	179人	175人
供給量（定員）	保育園	46人	46人	48人	48人	0人
	認定こども園	135人	135人	135人	135人	185人
	計	181人	181人	183人	183人	185人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		334人	327人	321人	314人	308人
供給量（定員）	幼稚園	250人	250人	250人	250人	60人
	認定こども園	135人	135人	135人	135人	265人
	計	385人	385人	385人	385人	325人

霊山地域

霊山地域は比較的、需要と供給がバランスのとれた地域となっています。今後は、認定こども園への移行を検討し、子育て支援サービスの充実を図ります。

0 歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		6人	6人	6人	6人	6人
供給量（定員）	保育園	10人	10人	10人	10人	10人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	10人	10人	10人	10人	10人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		30人	30人	29人	28人	28人
供給量（定員）	保育園	30人	30人	30人	30人	30人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	30人	30人	30人	30人	30人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		41人	41人	40人	39人	38人
供給量（定員）	保育園	40人	40人	40人	40人	40人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	計	40人	40人	40人	40人	40人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		79人	79人	77人	75人	74人
供給量（定員）	幼稚園	105人	105人	105人	105人	105人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	計	105人	105人	105人	105人	105人

月舘地域

月舘地域では子どもの数が少なくなっており、供給過多の状態が続く見込みです。そのため、平成 28 年度を目処に幼稚園と保育園を統合し、認定こども園への移行を進めるとともに、子育て支援サービスの充実を図ります。

0 歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		2人	2人	2人	2人	2人
供給量（定員）	保育園	6人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	6人	6人	6人	6人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	6人	6人	6人	6人	6人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		11人	11人	11人	11人	10人
供給量（定員）	保育園	18人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	18人	18人	18人	18人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
	計	18人	18人	18人	18人	18人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		16人	16人	15人	15人	15人
供給量（定員）	保育園	36人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	20人	20人	20人	20人
	計	36人	20人	20人	20人	20人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量見込み		37人	35人	35人	35人	33人
供給量（定員）	幼稚園	60人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	40人	40人	40人	40人
	計	60人	40人	40人	40人	40人

3. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：特別保育事業

保護者の多様化する就労形態や家庭の事情において発生する保育ニーズに対して、サービスを提供します。放課後児童クラブにおいてはすべての児童の積極的な参加を促し、「心の義務教育」を展開しています。

1)延長保育事業

【事業概要】

保育所や認定こども園で、保護者の希望により１時間延長した 19 時までの保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

アンケート調査において、現在の保育時間に対する満足度が高いことや長時間保育に対する子どもの負担等から総合的に判断して、これまで通りの 19 時までの保育時間として実施していきます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	延べ利用者見込み		13,877人	14,157人	14,298人	14,441人	14,586人
	確保策	供給量	13,877人	14,157人	14,298人	14,441人	14,586人
		施設数	10か所				

2)一時預かり事業(幼稚園等の預かり保育)

【事業概要】

幼稚園や認定こども園において 1 号認定（保育の必要性の認定のない 3～5 歳）の子どもに対して既定の教育時間を超えて保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

8 時～14 時 30 分の教育時間に対して、7 時～8 時及び 14 時～19 時に保育を実施して、保育所と同時間の保育サービスを提供します。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	延べ利用者見込み		67,041人	67,711人	68,389人	69,072人	69,763人
	確保策	供給量	67,041人	67,711人	68,389人	69,072人	69,763人
		施設数	13か所				

3)一時預かり事業(保育所等利用者以外の一時的な保育)

【事業概要】

保育所や認定こども園を利用していない家庭で、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなどで保育が必要となる場合に、子どもを一時的に預かる事業です。

【取り組みの方向】

すべての教育・保育提供区域で一時保育を実施できるよう、保護者のニーズに対応した施設整備をしていきます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	延べ利用者見込み		5,174人	5,226人	5,279人	5,333人	5,387人
	確保策	供給量	5,174人	5,226人	5,279人	5,333人	5,387人
		施設数	7か所		8か所		

4)病後児保育事業

【事業概要】

幼稚園や保育所などに通っていて、病気の回復期にある子どもを専用スペースで看護師の指導のもと、保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

認定こども園大田で保育を実施しています。平成 27 年度からは梁川認定こども園、平成 29 年度からは伊達地域に整備する認定こども園で実施し、利用者の利便性向上を図っていきます。

また、登園後に体調不良となった子どもや病気の子ども（病児）の保育については、医療機関と協議しながら実施の検討を進めていきます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	延べ利用者見込み		115人	125人	204人	223人	243人
	確保策	供給量	115人	125人	204人	223人	243人
		施設数	2か所		3か所		

5)子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気などの理由で家庭での養育が難しい子どもについて、児童養護施設などで必要な保護を行う事業です。

【取り組みの方向】

現在、本市において子育て短期支援事業が実施できる施設は整備しておりませんが、他市町村の施設との連携による対応をするとともに、今後のニーズの動向を注視し、必要に応じて整備していきます。

6)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

授業の終了後、小学生に適切な遊びと生活の場を提供する事業です。本市ではすべての小学生を受け入れ、異年齢交流による「群れ遊ぶ集団教育」や「心の義務教育」を推進しています。

【取り組みの方向】

指導員のスキルアップ及びプログラム開発に取り組むとともに、児童クラブ運営の民間委託を推進します。

障がいのある子どもに対しては希望した児童クラブの利用ができるよう、指導員の増員など受入体制の強化を検討していきます。

また、希望するすべての小学生を受け入れるため、他施設の利用や児童クラブの建設を進めます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	登録者数見込み		629人	641人	654人	667人	680人
	確保策	定員	798人	798人	798人	798人	833人
		施設数	11か所				
伊達地域	登録者数見込み		154人	155人	156人	157人	158人
	確保策	定員	165人	165人	165人	165人	200人
		施設数	2か所				
梁川地域	登録者数見込み		138人	138人	138人	138人	138人
	確保策	定員	175人	175人	175人	175人	175人
		施設数	4か所				
保原地域	登録者数見込み		244人	255人	267人	279人	291人
	確保策	定員	348人	348人	348人	348人	348人
		施設数	3か所				
霊山地域	登録者数見込み		54人	54人	54人	54人	54人
	確保策	定員	60人	60人	60人	60人	60人
		施設数	1か所				
月舘地域	登録者数見込み		39人	39人	39人	39人	39人
	確保策	定員	50人	50人	50人	50人	50人
		施設数	1か所				

2-2：家庭への訪問事業

乳幼児がいる家庭を訪問して、子育てに関する情報提供と養育環境の把握を行います。また、必要に応じて継続的に訪問して養育の支援を行います。

1)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を相談員と保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【取り組みの方向】

母子保健法に基づく「新生児訪問指導」と連携し、保護者の育児不安解消や養育環境の把握など、福祉の視点から事業を実施します。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	対象者見込み		357人	349人	341人	334人	327人
	確保策	訪問数	357件	349件	341件	334件	327件

2)養育支援訪問事業

【事業概要】

乳幼児全戸訪問事業などで、養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して指導や助言を行い、家庭での養育を支援する事業です。

【取り組みの方向】

乳児家庭全戸訪問事業等により家庭の実情を把握し、適切な訪問指導、助言を実施します。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	対象者見込み		51人	52人	53人	54人	55人
	確保策	訪問数	51件	52件	53件	54件	55件

2-3：相談支援事業

子育てに関する情報提供や相談対応を行い、子育て中の保護者の孤立化の防止や子育て支援サービスの利用促進を図ります。

1)利用者支援事業

【事業概要】

保護者に対して、保育施設の入所状況や地域の子育て支援事業などの情報提供や連絡調整を行う事業です。

【取り組みの方向】

梁川認定こども園において、子育て世帯が気軽に相談できる環境及び情報提供の体制を整備するとともに、関係機関との調整を行い、適切な子育てサービスの活用を支援します。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	確保策	施設数	1か所				

2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援･相談センター)

【事業概要】

子育て中の保護者たちの相談や交流の場として子育て支援センターを設置し、子育て不安の軽減を図る事業です。伊達・月舘地域には子育て支援センターが設置されていませんが、同様の機能を持った子育て相談センターを定期的に開設し保育サービスの地域差の軽減を図っています。

【取り組みの方向】

今後、伊達地域の認定こども園をはじめ、認定こども園を整備していく中で、あわせて子育て支援センターを設置し、子どもの保護者が気軽に相談し、情報を得る機会を増やしていきます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	延べ利用者見込み		12,152人	12,428人	14,304人	14,628人	14,960人
	確保策	供給量	12,152人	12,428人	14,304人	14,628人	14,960人
		施設数	5か所		6か所		

2-4：その他の事業

新制度おける国の補助をもとに、相互扶助による子育サービスの提供や妊婦健康診査など様々な子育て支援事業を実施します。

1)妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

安全な出産ができるよう、妊娠確定後の定期的な健診・検査の費用を継続して助成していきます。

区域設定	事業年度		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
市内全域	対象者見込み		357人	349人	341人	334人	327人
	確保策	健診回数	15回/１人				

2)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と育児の援助ができる人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【取り組みの方向】

事業を実施しているNPOと連携し、研修会の会場提供や講師派遣等により会員増を図るとともに補助金の交付や事業の委託について検討を進めます。

3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の費用や行事への参加費用等を幼稚園や保育園を通じて助成する事業です。

【取り組みの方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

新規に保育所や子育て支援事業等に参入する事業者に対して、相談や助言により施設の設置・運営を支援する事業です。

【取り組みの方向】

教育・保育に対するニーズを注視しながら、必要に応じて新規の事業者の参入について支援を行っていきます。

第３編：子ども・子育て支援施策の推進

第１章　施策推進の考え方

１．次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育てにともなう喜びが実感されるための各種の施策や、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる子どもの「生きる力」の育成に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定にともない、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正にともない、法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むこととされました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本市においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進し、子どもたちの「生きる力」を育んでいくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進していきます。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みについては主に第２編において整理しているため、第３編においては、主に保育サービスや子育て支援事業等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策及び今後の取り組み方向などについて整理しています。

2．次世代育成支援に関わる国の方向性

次世代育成支援対策推進法の改正にともない、新たにいくつかの取り組みを推進することが国より示されています。

■放課後子ども総合プラン

- 共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進
- その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい
- このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成 31 年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- 新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブの対象児童も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進
- 放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要

国では「放課後児童クラブ」の受け入れ枠を平成31年度末までに30万人分増加させ、「放課後子供教室」は全小学校区で実施（約２万か所、うち約１万か所以上を放課後児童クラブと一体的に実施）させる方針を示しており、市町村における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的実施等の取り組みを、国が予算・運用面で後押ししていく方向を示しています。

■地域における人材養成

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めることが必要

国では「放課後児童支援員」の創設による人材確保の方針を示しています。
「放課後児童支援員」は都道府県知事が行う研修を修了した者を認定するもので、これにより人材の確保につなげるという方向を示しています。

本市においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

第２章　施策の展開

基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：教育・保育環境の充実

職員の研修や連携の強化により教育･保育の質の向上を図ります。また、相談できる体制や教育環境の整備･充実を図ります。

1)乳幼児保育の充実

【事業概要】

保育の質の向上を目指し、職員の研修体制の強化を図るため、県外先進園の研修会や、講演会への積極的な参加を進めたり、中央から講師を迎えての講演会を企画し、実施しています。

【取り組みの方向】

嘱託職員がかなりの人数となっているため、正規職員と同様に嘱託職員の研修機会を作り、保育の質の向上を図ります。

2)休日保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や祝日に保育が必要な子どもに対する保育需要に対応するため、休日に保育所で子どもを保育します。

【取り組みの方向】

梁川地域の梁川中央保育園においてこれまで通り実施していきます。

3)保育所･幼稚園･認定こども園の連携

【事業概要】

小規模の幼稚園と保育所の場合は一緒に行事を行ったり、交流保育を通して連携を図っています。市立幼稚園と保育所はそれぞれ定期的に連絡会議を行い、情報交換を行っています。

【取り組みの方向】

市立の幼稚園、保育所は人的交流があり、必要に応じて情報交換しています。今後は、私立の保育所・幼稚園・認定こども園とも連携強化を図っていきます。

4)保育所運営の適正化と施設整備

【事業概要】

一部保育所では、定員を超えて子どもの保育を行っています。定員の 120%までの受け入れは認められていますが、早急に解消する必要があります。

【取り組みの方向】

伊達地域と保原地域においては、定員を超えた子どもの保育を行っている保育所があるため、認定こども園や小規模保育施設の整備により、その解消を図っていきます。

5)教育の充実と学力の向上

【事業概要】

児童生徒の教育環境を整えるとともに、わかる・できる授業づくりを推進します。また、２年に１度学校訪問を実施し、教員の資質向上に努めています。

【取り組みの方向】

全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を踏まえ、中学校区ごとの学力向上推進委員会の機能を生かし、児童生徒の学力向上に努めます。

6)教職員研修事業

【事業概要】

「２１世紀を生きる伊達市の子ども」を育成するための新しい教育課題に対応した教育専門職としての資質・能力の向上を図るための研修を実施しています。

【取り組みの方向】

市独自の研修講座や福島大学との連携など教職員の研修内容・体制を充実させ、学校の教育力向上を図ります。

7)学校図書館機能活性化事業

【事業概要】

学校図書館に関する専門的な知識・技能を有する「学校司書」を配置し、読書生活の活性化を図るとともに、スムーズな貸出業務、資料や図書の整備、読み聞かせ充実のための連絡調整を行います。

【取り組みの方向】

学校図書館が持つ読書センター・学習情報センターとしての機能の活性化を図り、児童生徒の学力の向上に努めます。

8)相談体制の充実

【事業概要】

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の問題解決を図っています。

また、不登校の児童生徒に対して学校復帰の手助けとなるように、原則、毎週３日間の午前中に適応指導教室を開設し、指導に当たっています。

【取り組みの方向】

必要な時に即座に対応できるよう、人員配置・勤務時間を見直し、ニーズに応えられるようにしていきます。

1-2：心と体の健全育成の推進

キャリア教育をはじめとした様々な活動を通じて、子どもたちの「精神的な自立」「生活上の自立」「学びの自立」を促し、「生きる力」を育成します。

1)キャリア教育の実施

【事業概要】

生徒の自立心、勤労・職業観を育むため、通学合宿、福祉施設ボランティア・職業体験学習等のキャリア教育を実施します。

【取り組みの方向】

小学 5 年生の通学合宿、中学 1 年生の福祉施設でのボランティア体験・福祉学習や中学 2 年生の職場体験等を継続して実施していきます。

2)吹奏楽きらめき事業

【事業概要】

児童生徒が音楽を通して全市民に希望を与えることや心と体を元気にする豊かな表現活動を実施します。

【取り組みの方向】

今後も伊達市復興のシンボルとして音楽を通じた自立を促す体験活動を継続して行います。

3)土曜学習の充実

【事業概要】

小学生を対象とした土曜学習を通じて、様々な学習、体験活動やスポーツの機会を提供することで教育活動の充実を図ります。

【取り組みの方向】

土曜学習を今後も充実させ、子どもたちの学習やスポーツに対する意欲向上を図るとともに地域の多様な人材の発掘により教育支援体制の強化に努めます。

4)青少年育成市民会議事業

【事業概要】

伊達市の青少年の健全育成のため、中学 2 年生の立志式や青少年育成推進大会、こども論語塾等様々な取り組みを行っています。

【取り組みの方向】

今後も立志式や青少年育成推進大会に継続的に取り組んで、青少年の健全育成を図るとともに、こども論語塾などを通じた「心の義務教育」の推進に努めます。

基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：家庭の子育て力の強化

家庭での教育についての相談や家庭教育講座、様々な講演を実施して、保護者が子育てについての知識を得ることができる機会を提供します。また、絵本の読み聞かせや家庭での読書を推進し、親子でふれあう時間や読書の習慣の定着を図ります。

1)こども相談室事業

【事業概要】

こども相談室において、家庭における適正な養育、その他家庭における児童の福祉向上を図るための相談、指導及び援助を行っています。

【取り組みの方向】

研修等により、職員及び相談員の相談対応の質の向上を図ります。

2)PTA活動の推進

【事業概要】

保護者の教育・子育てに関する関心を高め、ＰＴＡ活動への積極的な参加や地域内でのＰＴＡ同士の連携を推進します。

【取り組みの方向】

今後もＰＴＡ活動を推進することにより、子どもを育む地域コミュニティ形成や家庭での教育力向上に努めます。

3)ノーゲームデーと家庭での読書活動の推進

【事業概要】

毎週水曜日を「ノーゲーム・読書デー」として家庭内での読書活動を推進します。

【取り組みの方向】

伊達市ＰＴＡ連絡協議会と協力し、「ノーゲーム・読書デー」を支援し、家族全体を対象とした読書習慣の定着を図ります。

4)ブックスタート事業・読み聞かせの支援

【事業概要】

乳児に絵本をプレゼントするブックスタート事業や NPO・ボランティアによる「読み聞かせ」の支援などを行います。

【取り組みの方向】

行政とボランティアの協働により、本を通して親子のふれあいと本を読むことの大切さを伝えていきます。

5)家庭教育講座の実施

【事業概要】

子どもの健全な成長に必要な親の役割について学習し、親の自覚と家庭教育の重要性を認識するため、保護者を対象に学校、幼稚園、保育所及び子育てサークルが実施する家庭教育講座を支援します。

【取り組みの方向】

今後も、家庭の教育力のさらなる向上のため講師の派遣や託児にかかる費用を支援していきます。

6)親子参加型事業の実施

【事業概要】

親子で一緒に参加できるイベントや講演を実施し、共通体験を通じた親子のふれあいの機会を提供します。

【取り組みの方向】

今後、小学校や幼稚園、保育所などと連携しながらイベントや講演を実施し、家庭の子育て力の強化を図っていきます。

7)祖父母による育児の支援

【事業概要】

祖父母との同居が依然として多い地域性に鑑み、祖父母による育児を支援することで家庭の教育力の向上を図ります。

【取り組みの方向】

祖父母に現在の子育ての考え方を学んでもらい、家族が一体となって子育てができるよう、祖父母向けの育児教室等の支援を検討していきます。

2-2：子育て情報の提供

子育て中の世帯が、必要な保育サービスを利用したり、子育てに必要な情報を得ることができるよう情報の発信や提供するための体制の整備を行います。

1)利用者支援事業【再掲】

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

梁川認定こども園において、子育て世帯が気軽に相談できる環境及び情報提供の体制を整備するとともに、関係機関との調整を行い、適切な子育てサービスの活用を支援します。

2)子育てガイドブック「にこにこ」の作成･配布

【事業概要】

子育ての基本的な情報を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布し、子育て世帯の育児不安の軽減を図るものです。

【取り組みの方向】

毎年発行していますが、掲載内容にあまり変化がなく、ワードやエクセル等で作成したものをそのまま印刷している状況のため、見やすい工夫を検討していきます。今後、印刷業者等への委託や広告の掲載を検討します。

3)市の広報紙やホームページなどを活用した子育て情報の提供

【事業概要】

市政だよりやお知らせ版、ホームページにおいて、子育て支援に関する情報を発信しています。

【取り組みの方向】

担当課からホームページに直接、情報発信できるシステムを活用し、必要な情報を迅速に提供できるよう運用していきます。また、イベント開催に際しては学校を通じた周知に努めます。

2-3：母子の健康づくりの推進

妊娠から出産、育児を通じて母と子の一貫した健康の管理と保持増進を図ります。

また、妊娠･出産に関する不安の解消や必要な知識の提供するために、保健師や栄養士による保健指導や栄養指導、母子健康相談を実施します。

1)母子健康手帳の交付

【事業概要】

妊娠・出産・育児に関する一貫した健康の記録や管理ができるよう、母子健康手帳、親子健康手帳を配布します。また、妊婦健診受診票を配布し、妊娠中の異常の早期発見に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図る事業です。

【取り組みの方向】

妊娠届出書の提出の遅延等により、適切な時期に健診を受けることができないケースが発生しているため、妊娠初期における届出の必要性について周知していきます。

2)妊婦健康診査【再掲】

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

安全な出産ができるよう、妊娠確定後の定期的な健診・検査の費用を継続して助成していきます。

3)妊婦歯科検診

【事業概要】

妊娠による口腔の変化を理解し、妊婦の歯科疾患の予防ならびに早期発見・早期治療につなげ、出産前から乳幼児のむし歯予防に対する意識を高めることを目的に妊娠中に歯科検診を実施する事業です。

【取り組みの方向】

からだが安定している時期に妊婦さんの都合により受診できるよう、市内の指定歯科医院で受診できる体制を整備しています。妊娠届出時に検診票を配付し、検診料金の助成をし、検診結果により指導が必要な妊婦さんには、歯科衛生士による保健指導を行っていきます。

4)妊産婦訪問指導の実施

【事業概要】

妊娠による体の変化や出産までの妊娠経過・食事についての知識の提供やアドバイスを行い、安心して出産できるよう支援します。また、妊娠期の口腔ケアについても情報の提供及び、歯科衛生士からの指導を行います。

【取り組みの方向】

全妊婦に対して、指導が行きわたるように、電話や資料の送付などで情報発信を行い、必要に応じて訪問するなど安心して出産できる支援をしていきます。

5)新生児及び乳幼児訪問指導の実施

【事業概要】

新生児及び乳幼児の成長の確認と、保護者が安心して子育てができるよう支援するため、訪問指導を実施しています。

【取り組みの方向】

育児不安や育児方法についての悩み等に関する訪問については、乳児家庭全戸訪問指導との連携により実施していきます。

6)乳幼児健康診査の実施

【事業概要】

４ヶ月・10ヶ月・１歳６ヶ月・３歳６ヶ月の時期に保護者と一緒に子どもの発達発育の確認をし、乳幼児からの生活習慣病予防の指導等を行います。

【取り組みの方向】

乳幼児健診で経過観察が必要となった方に対し、各種健診・健康相談の場を活用し、助言・指導を行います。また、関係部局との連携を強化し、切れ目のないフォローを行っていきます。

7)乳幼児歯科検診の実施

【事業概要】

乳幼児健康診査の場において、歯科医師及び歯科衛生士より口腔内のチェックを行い、むし歯予防を推進します。また、定期的に歯科情報を送付し、家族ぐるみの歯の健康について啓蒙を図っていきます。

【取り組みの方向】

検診未受診者に対する指導ができていない状況です。むし歯保有率が高いため、検診未受診者がないよう、勧奨していきます。

8)予防接種事業

【事業概要】

病気の予防のため、予防接種法で定められた予防接種を乳幼児から高校生までを対象に行います。また、１５歳以下の子どもや妊婦にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

【取り組みの方向】

今後も予防接種費用の助成を行い、子どもや妊婦の病気予防に努めていくとともに、予防接種の費用のさらなる助成に向けて検討していきます。

9)子宮頸がん検診

【事業概要】

満 20 歳以上の偶数年齢の女性を対象に指定医療機関で子宮頸部の細胞診を実施しています。妊婦健診においても、同じ内容で妊娠初期に実施しています。

【取り組みの方向】

市民検診では受診率が伸びていない状況で、特に 20 歳代の受診率が低い傾向にあります。妊婦健診では、要精検率が高い結果が出ているので、未受診者への受診勧奨を強化するとともに、妊婦に対しては、出産後は市民検診を受診するよう勧奨していきます。

10)乳がん検診

【事業概要】

満 40 歳以上の偶数年齢の女性を対象に指定医療機関で乳房の視触診とマンモグラフィーを実施しています。

【取り組みの方向】

受診率が鈍化している状況にあるため、未受診者への勧奨を強化していきます。

11)母子健康相談の実施

【事業概要】

定期的な相談会、電話、来所などでの個別相談を実施し、乳幼児の発達発育の確認をすることで子育て等の悩みを軽減し、安心して子育てができるように支援をします。

【取り組みの方向】

健康だけでなく、若年や多問題家族等複雑な事情を抱える妊婦の件数が増加しているため、必要に応じて各関係機関等と連携をとり、安心して子育てができるように支援していきます。

12)生活習慣を確立するための助言･指導の実施

【事業概要】

子どもの成長と健康のためには、運動・食事・睡眠などの生活習慣が重要であるため、子どもと保護者の生活習慣について助言・指導を実施します。

【取り組みの方向】

家族形態の変化にともない、生活習慣も多様化していますが、保護者が主体的の取り組める生活習慣の形成･改善方法を研究し､助言･指導を行っていきます。

13)各種講習･教室などの充実

【事業概要】

のびのび教室や離乳食教室､親子わくわくクッキングなど育児のポイントや食育についての教室を開催しています。

【取り組みの方向】

母親の就労率のアップから､教室参加者の固定化や育児休業中の参加に限られてしまう傾向が見られます。受診率の高い健診時の指導内容充実や、保育所等との連携も視野に入れ、必要な育児情報の提供をしていきます。

14)事故防止のための啓発

【事業概要】

誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、乳幼児健康診査や教室、保育施設等においても、パンフレットを配布し知識の普及啓発を行う。

【取り組みの方向】

今後も継続して啓発を行い、事故防止を図っていきます。

2-4：食育の推進

正しい食習慣の確立や子どもの成長に必要な栄養の摂取について助言や指導を行っています。

また、小中学校においても「早寝･早起き･朝ごはん」運動や給食を通じての「食育」を進めます。

1)家庭における食生活の啓発

【事業概要】

「早寝・早起き・朝ごはん」を基本に、家庭生活における正しい生活リズムや食習慣のあり方について啓発します。

【取り組みの方向】

受診率の高い乳幼児健診の場での啓発や、子育て支援センターや保育所・幼稚園と連携など工夫しながら事業を実施していきます。

2)乳幼児期からの食育の啓発

【事業概要】

「食」は命と直結していることを基本に、子どもの成長に沿った食生活のあり方を支援し、理解を促します。

【取り組みの方向】

受診率の高い乳幼児健診の場での啓発や、子育て支援センターや保育所・幼稚園と連携など工夫しながら事業を実施していきます。

3)学校における食育の啓発

【事業概要】

栄養教諭・栄養技師による食に関する指導や試食会を実施しています。

【取り組みの方向】

学校給食を紹介する事業や親子料理教室など工夫を凝らした啓発活動に努めていきます。

2-5：子育て家庭の経済的負担の軽減

国の基準より低い保育料を設定し、保育に係る負担を軽減します。また、子ども医療費の助成や児童手当の給付により子育て家庭の経済的負担を軽減します。

1)保育料の軽減

【事業概要】

子育てにかかる費用が過大とならないよう、国が示したどの所得階層においても国の基準より負担が低くなるよう保育料を設定しています。

【取り組みの方向】

平成 25 年度実績では、市独自の保育料軽減のため約１億円を拠出しています。新制度に移行しても、子育て世帯の負担軽減のため、国の基準より低い保育料を維持するよう努めていきます。また、保育料の額については、市のＨＰ等で計算できるようにし周知を図ります。

2)こども医療費の助成

【事業概要】

18歳までの子どもの保険診療にかかる自己負担額と入院時食事療養費自己負担額を助成します。ただし、加入している健康保険からの還付（高額療養費及び付加給付）がある場合はその額を差し引くことになります。

【取り組みの方向】

今後も継続して助成を行います。

3)児童手当の給付

【事業概要】

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成・資質の向上を図るため、０歳から中学３年生までの子どもを養育している方に支給されます。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行います。

4)就学援助

【事業概要】

伊達市立の小中学校に通う児童生徒が、楽しく学校生活を過ごすことができるよう、経済的に困窮している保護者に対して、学用品費や給食費などの一部、または全額を援助します。

【取り組みの方向】

引き続き事業を継続していきます。

5)奨学金の貸与

【事業概要】

学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校に進学や就学が困難な生徒・学生に奨学資金（修学資金・入学支度金）を貸与します。

【取り組みの方向】

引き続き事業を継続していきます。

基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化

保育や子育て支援についてのサービスや相談の窓口を開かれた形にすることで、誰もが利用しやすくし、利用者のニーズに合ったサービスを提供します。

また、様々な人材を発掘･育成･活用し、子育てに関するネットワークづくりを推進します。

1)地域子育て支援拠点事業(子育て支援･相談センター)【再掲】

【事業概要】

地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターを設置し、子育て中の母親たちが相談したり、集まる場を利用することで子育て不安の軽減を図ります。

子育て支援センターが設置されていない伊達・月舘地域には、同様の機能を持った子育て相談センターを定期的に開催し保育サービスの地域差の軽減を図っています。

【取り組みの方向】

今後、認定こども園を整備していく中で、あわせて子育て支援センターを設置し、子どもの保護者が気軽に相談し、情報を得る機会を増やしていきます。

2)子育てサークル活動の支援

【事業概要】

サークルが主催するイベント等への会場提供及び人的支援を行っています。

また、子育て支援センターを窓口として、サークル運営に対する相談・助言を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き支援を行っていきます。

3)スクールコミュニティ事業

【事業概要】

小学校に地域活動の拠点となるスクールコミュニティセンターを設置し、生涯学習を行うことで、学校と地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上と、学校を核とした地域コミュニティの形成を図ります。

【取り組みの方向】

保原小学校スクールコミュニティの運営団体の自立支援と梁川小学校スクールコミュニティの運営方法を検討していきます。また、他の地域においても学校の地域開放、地域の学校支援を推進していきます。

4)スポーツ少年団活動の推進

【事業概要】

スポーツ少年団に対して事業補助金を交付し、組織運営及び事務補助を行うことで、子どもたちがスポーツに親しみ、体力づくりや地域活動ができる環境を整備します。

【取り組みの方向】

今後も補助を継続するとともに、スポーツ少年団の加入促進を図っていきます。

5)小中学校ホームページ整備事業

【事業概要】

市内すべての小中学校において、ホームページを作成し公開するとともに、学校行事等の開催を地域に適宜お知らせします。

【取り組みの方向】

学校が地域コミュニティの中心を担っていくための継続的な情報発信を行っていきます。

3-2：世代間交流、次世代の育成

子どもたちが自然や歴史･文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に親と子が一緒に体験したり自然とふれあえるような取り組みを進めていきます。

また、次世代に豊かな自然を残すための環境保護の推進や、環境保護に取り組むNPOなどの活動を支援します。

1)環境保護の推進

【事業概要】

環境副読本の作成や広報誌等による啓発活動などを行い、子どもたちや市民の環境保護意識の向上を図り、本市の豊かな環境を将来に継承していきます。

【取り組みの方向】

今後も環境保護に関する周知啓発を実施していきます。

2)市民協働で進めるためのNPOなどへの活動の支援

【事業概要】

広報誌や市ホームページなどで、市民団体などの優れた取り組みなどを紹介することで、市民への活動の周知や活動意欲向上を図ります。

【取り組みの方向】

積極的に活動する市民団体との連携を深めつつ、活動支援を推進していきます。

3)自然や歴史･文化とふれあう機会の充実

【事業概要】

ウォーキングイベント等において、自然に接しながら地域の歴史にふれる機会を提供します。また、資料館のワークショップ等をとおして市民が歴史に親しむ機会を提供します。

【取り組みの方向】

毎週土及び日曜日に伊達市保原歴史文化資料館においてワークショップを実施し、機会の提供に努めます。

4)世代間交流の機会の提供

【事業概要】

昔の遊びやおもちゃ作りなどを通して、高齢者とのふれあいの機会を設け世代間交流を促進します。

【取り組みの方向】

今後、人材バンクの活用や土曜学習事業との連携を視野に入れながら、世代間交流を推進していきます。

5)地域文化伝承の促進

【事業概要】

太鼓や獅子踊りなど地域の文化をイベント等での発表の機会を提供するとともに周知を図り、地域文化伝承を支援していきます。

【取り組みの方向】

地域文化を広く周知することで子どもの地域文化活動への参加を促し、世代間交流の促進へつなげていきます。

3-3：仕事と生活の調和の促進

企業や労働者自身が、仕事と子育ての両立に強く向き合い、男性を含めた働き方の見直しや、育児･介護休業制度の普及･啓発をし、子育てしやすい職場づくりや、子育てに理解や協力が得られやすい社会づくりを進めていきます。

1)企業や事業主に対する子育て支援への理解と取り組みの促進

【事業概要】

企業や事業主への情報提供を充実させるとともに、子育て支援への理解と取り組みの促進を図ります。

【取り組みの方向】

制度の情報提供を行い、企業や事業主への子育て支援に対する啓発を行っていきます。

2)仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり

【事業概要】

子育てにおいて、仕事の負担が大きくならないために、子の看護休暇、深夜労働の制限や勤務時間の短縮等の措置を講じて仕事と家庭の両立ができる職場環境作りを図るための事業です。

【取り組みの方向】

職場環境作りには、各事業所や企業の協力が必要であることから、今後も仕事と家庭の両立に協力してもらえるよう啓発を行っていきます。

3)育児休業制度など関係法制度の普及･定着の促進

【事業概要】

育児休業制度などの子育てに関係する法制度を広く普及させ、出産後も安心して職場へ復帰できる環境整備を図ります。

【取り組みの方向】

育児休業制度の制定から 20 年以上が経過し、法制度はある程度普及しています。必要に応じて広報紙等でのお知らせを通して、さらなる普及と促進を図ります。

4)労働者自身の意識改革の啓発

【事業概要】

労働者自身が、仕事と子育ての両立に理解を持つため、ワークライフバランスの推進と意識啓発を図ります。

【取り組みの方向】

仕事と子育ての両立には企業の協力だけでなく、家庭での家族の協力も不可欠であるため、今後もリーフレットの配布等により啓発を続けていきます。

5)国･県･関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進

【事業概要】

国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行います。

【取り組みの方向】

今後も労働に関する各種資料を配布し､子育てしやすい職場づくりの情報提供を継続して行っていきます。

6)雇用の場の確保

【事業概要】

職業紹介事業において、市内事業所を対象に両立支援求人を獲得し、一方で子育て中の求職者の就職活動を支援し、雇用の場の確保を図ります。

【取り組みの方向】

事業所や企業によっては子育て中の求職者を避ける傾向にあります｡子育て中の求職者を積極的に雇用してもらえるよう働きかけるとともに､利用者にはハローワークのマザーズコーナーを活用するよう促していきます。

7)男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進

【事業概要】

市民一人一人が依然として根強く残る固定的な役割分担意識の問題点に気づき、お互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できるよう男女平等の意識の普及と啓発を図ります。

【取り組みの方向】

行政・事業者・市民・NPO などと連携のもと、様々な機会を利用し、男女平等の意識の普及と啓発を図ります。

基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

子育て世帯にとって身近な生活環境である道路や公園のバリアフリー化や適切な維持管理を行い、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

また、子育て家族が楽しく利用できる屋内運動場の整備を行います。

1)安全･安心な歩行空間の確保

【事業概要】

歩いて暮らす街づくり推進のため、道路の段差解消等のバリアフリー化を進めます。

【取り組みの方向】

高齢者や障がいのある方はもちろんのこと、子どもや保護者にとっても安全な歩行空間の整備に努めます。

2)公園などの維持･安全管理

【事業概要】

子どもが安心・安全に遊ぶことができるよう、公園の整備や設置遊具の管理などを行います。

【取り組みの方向】

子どもや保護者をはじめとする市民の憩いの場やスポーツ活動の拠点として、今後も安心・安全の管理に努めます。

3)屋内外運動場の整備

【事業概要】

天候や季節に左右されず、子どもたちに遊ぶ機会と提供するため、現在、霊山地域と上保原地域に屋内運動場を設置しています。

【取り組みの方向】

既存施設の充実を図るとともに、未設置の地域における屋内外の運動場の整備を検討していきます。

4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

交通事故の防止に向けた通学路の安全の確保や「子ども 110 番の家」などの取り組みを強化するため、地域や警察をはじめとする関係機関の協力による防犯の体制づくりを推進します。

また、子どもがインターネットやコミュニケーションツールを使用することについて、トラブルの発生や有害な情報の危険性に関する知識の普及や啓発を実施します。

1）交通安全教室の実施

【事業概要】

伊達市交通教育専門員や伊達地区交通安全協会と連携し、市内の教育施設において交通安全教室を実施し交通安全に対する知識、交通マナーの向上を図ります。

【取り組みの方向】

教育機関や交通教育専門員と連携を取りながら実施していきます。

2）地域住民や警察との連携協力

【事業概要】

毎朝の立哨活動や下校時間帯の見守り活動を行い、通学路の交通安全や犯罪防止を図ります。また、交通法令の遵守や交通マナー向上の促進を図ります。

【取り組みの方向】

各団体と連携を取りながら子どもの安全確保及び交通法令や交通マナーの指導を実施していきます。

3）防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施

【事業概要】

各期の交通安全運動において交通安全に係るチラシを配布し交通安全の知識普及、交通安全啓発を図ります。

【取り組みの方向】

今後も啓発活動を通して交通安全を呼びかけていきます。

4）子どもの緊急避難場所の確保

【事業概要】

学校を通じて、「こども 110 番の家」の看板を協力していただける家庭・店舗に設置していただいています。

【取り組みの方向】

「こども 110 番の家」の看板については、適宜、伊達市青少年育成市民会議で作成・配布し、今後も継続して取り組んでいきます。

5)インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知

【事業概要】

学校ごとに情報モラル教育を実施して、インターネットの危険やコミュニケーションのトラブルなどの事例を紹介し、正しい活用方法を周知します。

【取り組みの方向】

ライン、ツイッターによる児童生徒間の問題が発生しているため、情報の正しい活用、発信について特化した指導に取り組んでいくとともに、危険を未然に防げるよう保護者へも積極的な周知を図っていきます。

4-3：放射能に対する安全・安心の確保

放射線について「正しく恐れる」ことができるよう子どもたちの理解を深めるとともに、放射線量の少ない場所でのびのびと活動できる機会の提供など安心・安全な環境づくりに努めます。

1）放射線教育推進事業

【事業概要】

市で作成した放射線教育副読本や教材等を活用し、本市の状況に応じた放射線教育を実施します。

【取り組みの方向】

放射線の基礎的な性質について児童生徒の理解を深め、「自ら考え、判断する力を育成する」ことができるよう実施していきます。

2）こどもリフレッシュ事業

【事業概要】

子どもたちが屋外で安心してのびのびと活動する機会を提供するため、夏休みや冬休みなどを利用して、自然体験活動や交流活動などを実施しています。

【取り組みの方向】

県の補助金を活用した事業や東京都大田区の協力を得た長野県の野辺山でのキャンプなど、子どもたちがリフレッシュできる体験活動を継続できるよう関係機関と協議していきます。

3）スタディキャンプサポート事業

【事業概要】

児童生徒が安心して学習できる環境を提供するため、県外において移動教室を実施します。

【取り組みの方向】

今後も、現地の子どもと交流を深めながら、落ち着いた環境で学習できるよう事業を継続していきます。

4）被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

【事業概要】

東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図る事業を行います。

【取り組みの方向】

子育てイベントの開催、専門家等による子どもの遊びの支援、保育所等への児童劇等の巡回公演、子どもの県外へのバスハイク等の事業を展開していきます。

基本目標５：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子ども、それぞれの特性に応じた教育や指導を充実させるとともに、親が子育ての不安や悩みを少しでも解消できるような相談の体制や適切な療育環境の整備を進めます。

1）発達支援室『こどもも』事業（未就学児の発達支援、保護者への相談･助言）

【事業概要】

就学前の子どもを対象とした発達支援や言語指導の他、子どもの発達に不安を抱える保護者に対して相談や助言を行います。また、伊達市内の幼稚園・保育園や関係機関と連携してこどもの健やかな発達を支援します。

【取り組みの方向】

今後さらに、市内幼稚園や保育所等の関係機関と連携を強化して子どもの健やかな発達を支援していきます。

2）教育支援体制の整備（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つ子どもへの支援）

【事業概要】

障がいを持つ子どもが学校や保育所等で円滑に生活が送れるよう、特別介助支援員の配置や保育士等の増員により支援にあたっています。

【取り組みの方向】

年々、特別に支援が必要な子どもが増えているため、介助員や保育士等の増員を図っていきます。また、児童発達支援事業所との連携を図ります。

3）特別支援教育体制の整備（障がいの特性に応じた教育指導）

【事業概要】

就学指導実施要項に基づき、障がいに応じた適切な教育指導及び円滑な就学指導を実施しています。

【取り組みの方向】

特別支援が必要な子どもが年々増えていることから、就学前の早期教育相談の充実及び関係機関との連携が必要と考えられます。

今後は特別支援学校への通学支援と、相談窓口としての発達支援室との連携を図ります。

4)障がい児通所支援事業(児童発達支援･放課後等デイサービス)

【事業概要】

発達が心配される子ども一人一人に、障がい児通所サービスを通して生活能力向上や集団への適応訓練などのサービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援をしていきます。

【取り組みの方向】

発達が心配される子どもが増加傾向にあることから、障がい児通所支援のための施設の増設に向け、今後検討を進めます。

5)障害児福祉手当の給付

【事業概要】

精神又は身体に重度の障がいがあり、在宅で生活される 20 歳未満で常時介護が必要な状態にある方に支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行います。

6)特別児童扶養手当の給付

【事業概要】

精神又は身体に中度の障がいがあり 20 歳未満の子どもを看護している養育者に支給されます。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行います。

7)育成医療の給付

【事業概要】

18歳未満の子どもで、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部が支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行います。

8)障がいのある子どもに対する関係機関の連携の強化

【事業概要】

障がいのある子どもの年齢によって、対応する機関がかわる場合であってもスムーズな移行ができるよう各機関の連携を強化します。

【取り組みの方向】

関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

5-2：要保護児童対策

児童虐待の発生を未然に防ぐため、関係機関との連携により早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待の防止について市民の理解を得るための啓発を行います。

1)「要保護児童対策地域連絡協議会」などを通じた関係機関との連携と推進

【事業概要】

要保護児童対策地域連絡協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら、児童虐待を始め要保護児童等の早期発見・対応に努め、適切な支援等を行います。

【取り組みの方向】

要保護児童対策地域連絡協議会の機能を充実し、相談処理体制の強化を図っていきます。

2)児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進

【事業概要】

ポスターの掲示やリーフレットの配布により、児童虐待防止に対する市民の意識を高めます。

【取り組みの方向】

今後も継続的に啓発を行っていきます。

5-3：ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭を対象とした給付や就労のための援助などを行い、経済的自立による安定した家庭環境づくりに努めます。

1)児童扶養手当の給付

【事業概要】

母子家庭（または父子家庭）の児童や一方の親に障がいがある場合に、所得制限に該当する方等を除き、児童扶養手当が支給されます。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行います。

2)ひとり親家庭への医療費の助成

【事業概要】

母子家庭・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、所得制限に該当する方を除き、医療費の一部を助成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して助成を行っていきます。

3)母子･寡婦福祉資金の貸付

【事業概要】

母子家庭（または父子家庭）等の経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸し付けます。

【取り組みの方向】

今後も継続して貸し付けを行っていきます。

4)高等職業訓練促進給付金

【事業概要】

母子家庭の母（または父子家庭の父）が、指定した資格取得のために養成訓練等を受けた場合に、入学時の負担や訓練中の生活の負担を軽減するために支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行っていきます。

5)自立支援教育訓練給付金

【事業概要】

母子家庭の母（または父子家庭の父）が、職業能力開発のため講座を受講した場合に支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して給付を行っていきます。

第４編：計画の推進体制

第１章　計画の推進体制

１．子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

２．庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■　庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

3. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

伊達市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

4. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第２章　進捗評価の仕組み

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施にともなう諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。

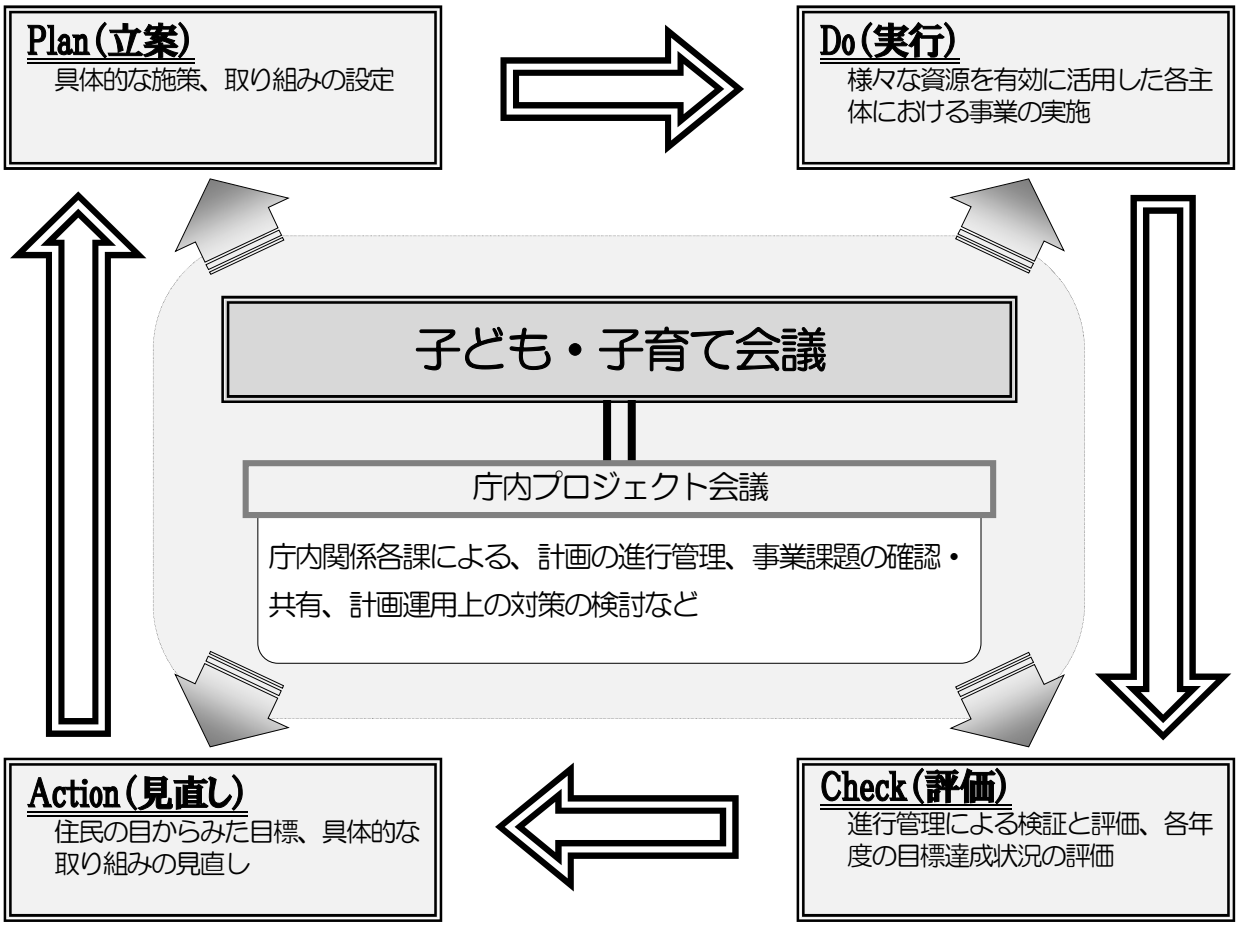

※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」（Plan）、計画にそった「行動」（Do）、実践の結果を目標と比べる「評価」（Check）、発見された改善すべき点を是正する「改善」（Action）の４つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資料編

■　計画策定の経緯

１．計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
平成 26 年　2 月 13 日	第１回子ども・子育て会議	委嘱状交付 会議の目的及び新制度の概要について ニーズ調査について
5 月 27 日	第２回子ども・子育て会議	ニーズ調査結果について 量の見込み（ニーズ量）計算値のについて 教育・保育提供区域について
7 月 30 日	第３回子ども・子育て会議	新制度関係条例案のについて 量の見込み（ニーズ量）について
8 月 28 日	第４回子ども・子育て会議	事業計画骨子について 量の見込み（子育て支援事業）のについて
10 月 27 日	第５回子ども・子育て会議	平成２７年度保育料について 事業計画素案について
平成 27 年　1 月 15 日	第6回子ども・子育て会議	事業計画素案について
2 月 23 日 ～3 月 6 日	パブリックコメント	
3 月 12 日	第7回子ども・子育て会議	パブリックコメント結果について 事業計画策定について

2．子ども・子育て会議

（1）設置条例

子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（２）　関係団体の推薦を受けた者

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　子どもの保護者

（５）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は会長が指名する。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

２　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協力の要請）

第６条　会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（2）委員名簿

	No	氏名	区分	所属	役職等
◎	1	白石　昌子	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	福島大学人間発達文化学類	教授
	2	渡辺　雅子		福島大学短期大学部	准教授
	3	浅野テル子		保原小学校コミュニティスクール	コーディネーター
	4	熊野　龍喜	関係団体の推薦を受けた者	伊達市主任児童委員連絡会	会長
	5	武田　章臣		武田小児科	院長
	6	丹治　睦雄		伊達市小中学校校長会	会長
	7	大塚　孝明	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	梁川保育会　梁川保育園	理事長兼園長
	8	板垣　恵		神愛幼稚園	副園長
○	9	海老原三博		保原シャローム学園	理事長
	10	菊池加代子	子どもの保護者	梁川保育園親の会	会長
	11	齋藤美智子		月舘幼稚園ＰＴＡ	会長
	12	渡邉　茂		伊達東小学校ＰＴＡ	会長
	13	菊池　研		認定こども園大田	園選出委員

（順不同・敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

伊達市

子ども・子育て支援事業計画

平成２７年３月

編集/発行　伊達市

〒960-0692　福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
電話　024-575-1111（代表）　ＦＡＸ　024-575-2570

問い合わせ先：教育委員会こども部こども支援課
〒960-0792　福島県伊達市梁川町青葉町 1 番地
電話　024-577-3128（代表）　ＦＡＸ　024-577-3286